

重国籍に抵抗するドイツ：「国民の自己理解」との関係からみた文化社会学的考察

著者	佐藤 成基
出版者	法政大学社会学部学会
雑誌名	社会志林
巻	66
号	4
ページ	29-74
発行年	2020-03
URL	http://doi.org/10.15002/00023181

重国籍に抵抗するドイツ

——「国民の自己理解」との関係からみた文化社会学的考察——

佐藤成基

1. なぜ、重国籍に抵抗するのか？

——本論文の問い

1-1. ドイツにおける重国籍容認への抵抗¹

国内に定住する外国人の数が増え、しかも彼らの子供や孫の世代が育つようになると、その国は国籍の制度を改定して外国人が国籍を得ることを容易にし、彼らが「国民」になる道を広げていくことことが求められるようになる。ドイツでも1990年代に入り、そのような事情から国籍制度が少しずつ修正されていった。1955年に「ガストアルバイター」を受け入れるようになって以後、ドイツ国内に住む外国人の数はほぼ継続的に増加していた²。ドイツ生まれの第二世代の数も増え、1980年代末には外国人の全人口に占める割合は約8%にまでなっていた。それに対しドイツ政府は、「ドイツは移民国でない」という立場を維持しながらも、国籍制度の改定は必要であるという認識を示すようになっていく。まず1990年に第二世代の外国人に対する帰化の条件の緩和がなされ、1993年には権利帰化の制度が導入された。そして1999年には国籍法の歴史的な改定が行われた。第二帝政時代の1913年に制定された純然血統主義を取る国籍法が、出生地主義の要素を取り入れた新しい国籍法へと変えられたのである。

しかしながら、このように国籍法を「リベラル化」し、ドイツ国民の「境界」を広げようとする動きに並行して、それに抵抗し、そのペースを遅らせ、制限を設けようとする「反動」も生じるようになる。ドイツの国籍制度は1990年代以後、この二つの力のせめぎ合いでにおける妥協点として成立してきたといえるだろう。そのなかでも、特に抵抗が強いのが重国籍の容認に対してである。国籍が「リベラル」化され、外国人やその子供に国籍が開かれていくようによれば、自然と複数の国籍を保有する重国籍者の数も増えていく。実際にドイツでは多くの重国籍者が生活している。に

¹ 以下、本論文で「ドイツ」という言葉はドイツ連邦共和国のことを指している。1990年10月の東西統一以前の場合は「西ドイツ」のことを意味することになる。よって、統一以前のドイツ民主共和国（東ドイツ）は本論文の扱う対象には入らない。

² 佐藤成基「移民政策」西田慎・近藤正基編著『現代ドイツ政治 統一後の20年』（ミネルヴァ書房、2014年）、296頁。外国から労働者受け入れを停止した1973年の後の数年間、外国人の帰国促進政策をとった1983～85年にわずかに減少したことを除き、外国人の数はほぼ一貫して増加している。

もかかわらずドイツは現在に至るまで重国籍は回避すべきであり、その全面的容認は認められないという原則を捨てていない。

では、現実には多くの重国籍者が存在しているにも関わらず、なぜドイツでは重国籍に対する抵抗が根強く続いているのであろうか。そこには、発生する重国籍者の法的地位にどう対処すべきかという法技術的な問題を越えた次元で、ドイツ国民の自己理解の仕方、すなわちドイツ国民がドイツ国民とは何であり、どうあるべきものと理解しているのかという「文化的」な（あるいは「イデオロギー的」な）問題が深く関わっているように思われる。本論文は、そのような観点から、ドイツにおいて重国籍への抵抗が続く理由について考察していく。

1-2. ドイツにおける重国籍 ——その「現実」と「原則」——

重国籍とは一人の人間が複数の国籍を同時に保有している状態のことである³。国境を超えた人の移住（すなわちグローバル化）が進めば、重国籍者が生まれる機会も増加する。その際、重国籍は様々な経緯によって発生するが、その典型的なケースとして大きく三つのものがあげられる。第一は、国際結婚した夫婦が子供を出産する場合である。国籍の基本となる血統主義に基づき、国籍は子供が国外で生まれた場合でも、親から子へと継承される。男女同権という流れのなか、現代の国籍法の多くは男女両系性をとっているため、国際結婚で生まれた子供は両親の国籍を双方とも継承することになる。そのためその子供は重国籍となるのである。第二に、帰化した場合である。出身国と帰化した国とが双方とも重国籍を容認している場合、出身国の国籍を自ら放棄しない限り帰化した人間は重国籍になる。第三に、出生地主義の国で外国人同士夫婦が子供を産んだ場合である。その場合、両親の国籍と出生地の国の国籍（合計2つないし3つ）の国籍を得ることになる。ただし、この三つのいずれのケースも重国籍が発生する理論的な可能性であって、出身国や居住国がそれを認めなければ「合法的」な重国籍は発生しない。実際の「重国籍者」の数は、出身国あるいは居住国が重国籍を認めるかどうか、またどのような場合に認めるのかに大きく左右される。

ドイツでは1975年に国籍継承の男女両系性を認め、1999年の国籍法改定で出生地主義を導入した。また、1990年以来、帰化の際に重国籍が例外として認められるようになった。さらに1999年には条件付きながら出生地主義も導入された。つまり、重国籍者が発生しやすい法的な前提は作り出されている。実際、ドイツには多くの重国籍者が生活している。2011年に行われた国勢調査のデータによれば、ドイツ国籍を持つ重国籍者の数は約426万人である⁴。その後も、新しい国籍法の下、出生地主義で重国籍になった子供は毎年発生しているはずだし、帰化の際に重国籍が認められる割合は年々増加している。例えば2018年では、帰化したもののうち61.7%が重国籍を認められているのである⁵。よって、現在の重国籍者の数は2011年の国勢調査の数字よりもさらに多くなっていることは間違いない。仮に少なく見積もって現在の重国籍者が430万人であったとすると、ドイ

³ 重国籍に関する一般的な概説として Ervin Akramov, *Dual Nationality and the Concept of Citizenship in Politics: Comparative Analysis* (VDM, 2009):65-107 がある。

ツ在住のドイツ住民が約8310万人であるから、その5%以上が重国籍者ということになる。また、現在のドイツに住む外国籍者の数が990万（全人口の12.1%）だから、ドイツ国籍を持つ重国籍者の数はその4割以上ということになる⁶。

しかし、このような統計的な（また日常的な）「現実」があるにもかかわらず、ドイツでは重国籍を全般的に認めることに対しては抵抗が強い。「外国人（あるいは移民）の統合を阻害する」「忠誠心のコンフリクトを生み出す」などの理由で、重国籍の容認に反対する意見が根強く存在し、それがこれまでも繰り返し表明され、国籍制度の「リベラル化」に抵抗してきた。そのため1999年の国籍法改定の際にも、出生地主義によって重国籍者となる外国人の子供に対して国籍の選択を課す制度が導入された。重国籍に反対する意見が語られる時、常に持ち出されるのは国籍は唯一不可分であり、重国籍は回避されるべきであるという原則論である。ドイツ政府は今に至るまでこの「原則」を捨てていない。現実中存在する重国籍はあくまで「例外」なのである。また、世論調査の結果を見ると、現在でもドイツ市民の約半数がこの「原則」に同意している。

重国籍に対する寛容さの度合い、あるいは抵抗の度合いは国によってかなり異なる。重国籍について寛容な国、あるいは無関心な国（例えばフランスやイギリス）がある一方で、単一国籍しか認めない国（例えば日本）がある。近年は、国外に出国する移民を奨励するために積極的に重国籍を認める国もある（例えばメキシコ）⁷。なぜドイツでは、相当数の重国籍者の存在という「現実」に抗してまでも、重国籍一般を容認しないという原則論に対する支持が根強いのであろうか。その理由について、ドイツ国民が持つ「国民の自己理解」という要因に注目することによって明らかにし

⁴ *Deutscher Bundestag, Drucksache*, 18/9554: 2. ただし、重国籍者の数を厳密に特定するのは不可能である。現在のところ最も現実に近いと考えられる数字は2011年の国勢調査によるものである。この国勢調査（Zensus）は全数調査で、10年に一度行われている。しかし、毎年行われる代表調査のミニ国勢調査（Mikrozensus）ではこれとは全く違う数字が示されている。例えば、2011年のミニ国勢調査では重国籍者の数は143万2千人と推計されている（Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit. Bevölkerung mit Migrationshintergrund -Ergebnisse der Mikrozensus 2011-*, 2012: 124）。二つの調査で3倍近く違うが、これは国勢調査で用いられたデータが古い場合があること、ミニ国勢調査では回答者の自己申告によるものだからだとされる。連邦政府は国勢調査の数字の方が現実に近いとしている。

なお、ミニ国勢調査での重国籍者の数は2011年以後徐々に増加し、2018年の調査では183万4千人になっている（Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit. Bevölkerung mit Migrationshintergrund -Ergebnisse der Mikrozensus 2018-*, 2019: 164）。そこから、現実の2018年の重国籍者数もやはり増加していると推測される。2011年の国勢調査の数字が426万人で、それが実数よりやや多いとしても、現在の重国籍者の数はその数を下回ることはないだろう。そこで本論文では、現在のドイツの重国籍者の数を少なく見積もっても「430万人程度」としておくことにする。

⁵ Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit. Einbürgerung*, 2019: 127

⁶ 現在のドイツの人口統計に関しては連邦統計局のサイト（https://www.destatis.de/DE/Home/_inhalt.html）を参照せよ。

⁷ こうした観点から重国籍を積極的に利用している事例を分析した興味深い研究として Yossi Harpaz, *Citizenship 2.0: Dual Nationality as a Global Asset* (Princeton University Press, 2019) がある。

ようというのが、本論文の目的である。

1-3. 「国民の自己理解」の果たす役割

では、重国籍と「国民の自己理解」とはどのように関係するのか。

アメリカの社会学者ロジャース・ブルーベイカーが『フランスとドイツの国籍とネーション』のなかで明らかにしたように、国民の法的地位を規定している国籍という制度それ自体が「国民の自己理解」と密接に関係しあっている⁸。それは単に、国籍がその国民の自己理解の前提になっているというだけではない。国籍が形成される際に、「国民の自己理解」が一定の役割を果たす場合がある。つまり、国籍法の制定や国籍政策の決定の過程において、その国民とは何か、国民とはどうあるべきかという国民自身の自己理解のパターンが、政治論争や意思決定の方向性を水路づけ、合意を調達し、最終的な決定を正当化する理念的・規範的な役割を果たしうる。ブルーベイカーは、フランスにおける出生地主義の導入、ドイツにおける血統主義の徹底という対照的な国籍形成の過程において、「シヴィック」と「エスニック」という対照的な「国民の自己理解」のパターンが果たした役割に着目した。もちろん、国籍形成には経済的、人口学的、軍事的、また法技術的など様々な要因が複合的な絡みあっている。そのなかにあって、国民に関する国民自身による意味理解の仕方という「文化的」要因が、人々の利害関心を構成する「イディオム」となり、国籍形成に向けた言動の「軌道」を規定するというのがブルーベイカーの議論である⁹。本論文はこの「文化社会学」的なアプローチから現代のドイツの重国籍問題について考察していく¹⁰。

重国籍を認めるべきかどうかという問題もまた、「国民の自己理解」と関連している。重国籍の容認は、国民の範囲を広め、その多様性を豊かにし、複数のアイデンティティ促進する。それに対し、重国籍の拒否は国民の範囲を閉鎖し、その同質性を維持し、単一のアイデンティティを求める。そのどちらを「良し」とするのか。それはその国籍制度をもつ国民が、自国民をどのようなものと理解しているのかにかかっている。例えば、「シヴィック／エスニック」の二分法に依拠してドイツを「エスニック」な自己理解の強い国民であるとするなら、「ドイツ民族の純血性を守るべし」という自己理解が重国籍に抵抗する動機づけとなるだろう。

果たして現代のドイツにおいて、このような「エスニック」な「国民の自己理解」が作用していたのかどうかについては、以下の3で詳しく検討することにする。ここで確認しておきたいのは、決してひとつの国が単一の「国民の自己理解」のパターンから構成されるものではないというこ

⁸ Rogers Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Harvard University Press, 1992) (=2005, 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション 国籍形成の比較歴史社会学』明石書店)。本論文で用いる「国民の自己理解 (national self-understanding)」は、ブルーベイカーがこの本の中で用いた概念である。

⁹ *Ibid.*: 16-17(=39-40).

¹⁰ このような筆者の「文化社会学」の理解については、佐藤成基「文化社会学の課題 —— 社会の文化理論に向けて——」『社会志林』第56号第4巻(2010年)を参照せよ。

とである。多くの場合、一国の内部で複数の理解のパターンが競合し合っている。それは「シヴィック」とされるフランスにおいても、また「エスニック」とされるドイツにおいても言えることである¹¹。現代のドイツにおいて、重国籍を容認する「リベラル」な意見とそれに抵抗する「保守的」な意見とが対立しているが、それぞれの主張の前提には異なった「国民の自己理解」がある。複数の自己理解のパターンが競合し、連携し、また妥協しあいながら重国籍の可否について論争が展開されるのである。重国籍容認への抵抗は、単に単一の「国民の自己理解」によって動機づけられているのではなく、国民概念をめぐる政治的言論が競合しあう「場」の力の中で発生している。そのような政治的言論の「場」において、どのような「国民の自己理解」が表明され相互に競合し、また連携し合っているのか。本論文ではドイツの重国籍問題をめぐる論争において競合・連携しあう「国民の自己理解」の複数のパターンを描き出しながら、それらの布置連関が重国籍への抵抗を生み出すメカニズムについて明らかにしていく。

だが、その前にドイツにおけるこれまでの重国籍に関する政策、法制度、政治的論争の経緯について整理しておかなければならない。次の2では、重国籍回避の原則が定められて以後の重国籍政策の経緯を、その政治的アクターに注目しながら概説する。そして3で、本論文の中心的な課題である重国籍論争と「国民の自己理解」の関係について考察していく。最後の4では本論文の内容を簡単にまとめ、その学術的意義について論じた後、ドイツの重国籍問題の今後について簡単に述べてみたい。

2. 重国籍回避の原則と国籍法 ——ドイツにおける重国籍政策の経緯

2-1. 「悪」としての重国籍

重国籍回避の原則はそれほど古いものではない。血統主義を規定した1913年制定の旧国籍法（「帝国籍・国籍法」）のなかに、重国籍を厳密に否定するような原則を見出すことはできない¹²。第二次世界大戦後、ドイツにおいて初めて重国籍回避の原則を明記したのは、1974年5月7日の

¹¹ これはブルーベイカーの『フランスとドイツの国籍とネーション』での見方でもある。一般に理解されているのとは異なり、ブルーベイカーはフランス＝シヴィック、ドイツ＝エスニックという「国民の類型論」を展開しているのではない。ブルーベイカーの方法方法に関しては3-1.でもう少し詳しく論じる。

¹² たしかに旧国籍法の第17条に、外国の国籍を取得したことによりドイツ国籍を失うという規定はある。しかし第25条（いわゆる「内国条項（Inlandsklausel）」）では、ドイツ国内に居住地を持っていればドイツ国籍は喪失しないことになっていた。この条項により、旧国籍法は重国籍を認める可能性を残していたということになる。じっさいこの「抜け穴」により、1999年に国籍法が改定される以前、滞在資格を持つトルコ人の多くがドイツに帰化した後、その際に喪失したトルコ国籍を再び取得することで重国籍となった（Eniko Horváth and Ruth Robio-Martín. “Alles oder Nichts”? The outer boundaries of the German citizenship debate,” *International Journal of Constitutional Law* (8)1: 81）。

連邦憲法裁判所の判決であった。この判決は母親のドイツ国籍を子供が継承できないという男系血統主義が、基本法の男女平等の原則に反すると判断したものであり、この判決をきっかけにして、1975年にドイツの国籍法は両系血統主義へと改定された。しかしこの判決はまた、両系性の導入によって増加するはずの重国籍についても言及していた。判決文は「重国籍は悪 (Übel) とみなされることが妥当」であり、「国家の利益においても当該市民の利益においても可能な限り回避ないし除去すべきものである」と述べていた¹³。その背景には重国籍を回避すべき問題ととらえる国際的な合意があったと思われる。重国籍を望ましくないものとする考え方はすでに19世紀に見られるが、重国籍の問題が初めて国際文書のなかで取り上げられたのは1930年の「国籍法のコンフリクトに関する諸問題についての協定」においてであった。そこでは無国籍とともに重国籍の排除が目的とされている。その後、1963年に欧州評議会加盟国間で結ばれた「重国籍の減少と重国籍者の兵役義務に関する協定」でも重国籍の回避が目指されていた。1969年に西ドイツもこの協定に参加している¹⁴。

重国籍を「悪」とみなした連邦憲法裁判所の判決後、1975年にドイツの内務省は「帰化に関するガイドライン」を作成して、「重国籍の回避」を基本方針とした。このガイドラインによれば「重国籍は特に国際私法において法的な不安定性を生み出し、異なった法秩序に対する義務の衝突につながる。それに加え、国外において国籍が与えている外交的保護も制限される」とされ、帰化の際には重国籍が発生しないように努めることが求められていた¹⁵。

このガイドラインが作られて以来、重国籍の回避はドイツの国籍政策の基本的な原則として定着するようになり、トルコ人を始めとする外国人の帰化の際にも効力を発揮するようになった。裁判所の判決もそれを支持した。例えば1990年9月16日の連邦憲法裁判所判決でも、1974年の重国籍を「悪」とした判決文をそのまま用いて重国籍回避の原則を再確認していた¹⁶。

2.2. 国籍政策の「リベラル化」と重国籍問題

ドイツの国籍法はその全面的な血統主義と帰化に対する厳しい条件により、外国人がドイツ国籍を取得することを困難にしてきた。しかし1970年代に外国人の定住化が進み、その人口も増え、1980年代には500万人に達し、ドイツ総人口の8%を超えるようになった¹⁷。そのようななかで、

¹³ *Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts* 37, S.217-265 (引用箇所はS.254)

¹⁴ Kay Hailbronner / Günter Renner, *Staatsangehörigkeitsrecht*, 4.Auflage, C.H.Beck, 2004: 114-118; Invo von Münch, *Die deutsche Staatsangehörigkeit. Vergangenheit – Gegenwart – Zukunft*, De Gruyter Recht, 2007: 162-164; Akramov, *Dual Nationality and the Concepts of Citizenships in Politics*: 69.

¹⁵ “Einbürgerungsrichtlinien,” *Gemeinsames Ministerialblatt* (1978, 2): 18. このSPD (社会民主党) とFDP (自由民主党) の連立政権下で出されたガイドラインはまた、「ドイツは移民国でない」と最初に規定した公式文書としても知られている。

¹⁶ von Münch, *Die deutsche Staatsangehörigkeit*: 165.

¹⁷ 佐藤成基「移民政策」, 296頁。

ドイツに長期間生活していたり、ドイツで生まれ育っている外国人を「二級市民」の地位に置いておくことは民主的社会にとって望ましくないという見方が次第に広まり、彼らをドイツ社会にいか「統合」していくのが政策的な課題として認識されるようになる。その方法の一つは、外国人がドイツ国籍を取得しやすいように法律を変え、外国人を原住ドイツ人同様の「国民」としてドイツ社会に統合しようというものである¹⁸。そのような考えの下、国籍法の改定を求める法案が1980年代後半から1990年代にかけて、連邦議会と連邦参議院において社会民主党（SPD）や緑の党から再三提出されるようになった。

SPDと緑の党が国籍法の改定案で掲げた目標は、出生地主義の導入と重国籍の全般的容認であった。出生地主義の導入は1913年以来の純然血統主義に変更を加えることを意味し、また重国籍の容認は1970年代以来の基本原則の撤回になるものだった。重国籍に関しては、1993年に左派系の知識人たちを中心に、重国籍容認を求める署名運動が展開され、同年2月から7ヶ月間で約88万の署名を集めることに成功している¹⁹。連邦政府の与党のひとつである自由民主党（FDP）（特に連邦政府の「外国人問題委任専門官」の地位にあるFDPの政治家）からも、重国籍容認や出生地主義の導入の必要性が主張されていた。

しかしながら、政府与党の中核を担うキリスト教民主同盟（CDU）とキリスト教社会同盟（CSU）における国籍法改定への抵抗は強かった。特にCDUの主流派とCSUは出生地主義の導入と重国籍の容認に強く反対した²⁰。そのため、国籍法の改定はなかなか進まなかった。

しかし連邦政府が国籍法改定の必要をまったく認めていなかったわけではない。東西ドイツ統一後の1991年4月に成立した第4次のコール政権は、外国人を「統合」する必要があるという認識を前提としつつ、少なくとも公式には「包括的な国籍法の改定」を方針の一つとして掲げていた²¹。

¹⁸ しかしながら、1980年代末に盛んに議論されていたのは、国籍法の改定よりも外国人の地方参政権であった。SPDやFDPが政権をとるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州とハンブルク市（ハンブルク市は州と同等の権限が与えられている）では、外国人の地方参政権を導入する法案が議会を通過するまでになった。しかしながら、1990年10月31日の連邦憲法裁判所の判決が、この法案に違憲の判断を下して以後、外国人の地方参政権に向けた運動は一挙に収束した。その一方で、この判決は国籍法を改定し、外国人の帰化を容易にすることを求めている、それが1990年以後の国籍法改定への動きを促進する一因ともなった。外国人地方参政権と憲法裁判所の判決に関しては佐藤成基「国民国家と外国人の権利」『社会志林』第63巻、第4号（2017年）、81-85頁を参照せよ。

¹⁹ *Tageszeitung*, 1992/2/9, 1992/9/24.

²⁰ とはいえ、CDU内部には国籍法の改定（特に出生地主義の導入）の必要を認めていた少数派が存在していたことは無視できない。1990年代の国籍法改定をめぐる政治闘争については佐藤成基「血統共同体」からの決別——ドイツの国籍法改正と政治的公共圏』『社会志林』第55巻第4号（2009年）を参照せよ。

²¹ 1980年代前半の連邦政府は、外国人の「帰国」を推進する政策を進めていた。しかし1990年代には、連邦政府もすでに国内に定住する外国人の「統合」の必要性を認めるようにはなっている。しかしながら、「ドイツは移民国ではない」という立場は維持していて、いまだ「移民」という言葉は公式に用いていなかった。80年代から90年代の「外国人政策」の経緯については Karl-Heinz Meier-Braun, *Deutschland, Einwanderungsland* (Suhrkamp, 2002) などを参照せよ。

それと並行して連邦政府は、国籍制度にいくつかの重要な変更を加えるようになっていた。まず1990年6月に成立した外国人法の改定により、帰化の要件が一部緩和された。16歳から23歳までの第二世代の帰化に必要な滞在年数が15年から8年に短縮され、帰化手続きにおける行政の裁量権も縮小された。また、この時の外国人法改定により、帰化における元の国籍からの離脱が（つまり帰化の際の重国籍回避が）求められるようになった（第85, 86条）。と同時に「国籍離脱が不可能、困難な場合」に重国籍が認められるようにもなった（第87条）。重国籍回避を原則としつつも、重国籍が例外として法的に規定されるようになったのである。

さらに、1993年には基本法第16条の庇護権規定の改定と同時に行われた外国人法のさらなる改定により、外国人の帰化請求権が導入されることになった。これは15年の合法的滞在に滞在していること、犯罪歴がないこと、社会給付を受けていないことなどの条件を満たしていれば、行政の裁量によることなく、「権利」として帰化が認められる制度である。

この二つの帰化制度の変更により帰化者の数が著しく増大した。1980年代まで帰化する外国人の数は毎年1万5千人前後で、1989年になっても1万8千人弱に止まっていた。しかしその後1992年には約3万7千人、1994年に約7万2千人と帰化者の数は増え、国籍法が改定される直前の1999年には毎年14万3千人程度にまで達していた。10年間で約8倍の増加である。帰化者のなかには重国籍者もかなりの割合で含まれていると考えられる。外国人法は「離脱が不可能・困難な場合」には重国籍を認めており、国籍離脱を認めない国からの帰化者は重国籍を認められることになるからである。また、旧国籍法第25条の規定（いわゆる「内国条項」）は、ドイツに居住する国民が外国籍をとった場合、ドイツ国籍の保持を認める趣旨になっている。この条項をつかって、いったんドイツに帰化したトルコ人の多くが、ドイツ国籍を維持したままトルコに再帰化したのである（脚注5も参照）。

2-3. 1999年の国籍法改定と重国籍問題

1998年秋の選挙でSPDと緑の党からなる左派政権が成立した。それによってそれまで行き詰っていた国籍法の改定への道が開かれた。SPDと緑の党の連立政権はいち早く国籍法改定に取り掛かり、1999年1月には国籍法改定案を公表した。それは第三世代の出生地主義（両親の一方がドイツで生まれたか14歳以前に移民した場合）と重国籍の原則容認を掲げた極めて「リベラル」な法案だった²²。

野党はその案に強く抵抗した。特にCDU主流派とCSUは出生地主義と重国籍のどちらも認めない立場をとっていた。しかし、CDUの非主流派の政治家とFDPは、出生地主義を導入して外国人の子供に生まれた時からドイツ国籍を付与することに賛成していて、野党の間でも意見の相違が見られた。だがCDUの非主流派とFDPも重国籍の原則容認に対しては反対の立場だった²³。そこで政

²² “Koalition über neues Staatsbürgergesetz einig,” *Süddeutsche Zeitung*, 1999/1/13: 1.

²³ 詳しくは佐藤「血統共同体」からの決別」95-104頁を参照せよ。

図1 重国籍反対署名運動の標語



(出典： <https://www.spiegel.de/fotostrecke/roland-koch-kampagne-gegen-den-doppelpass-fotostrecke-143391-2.html>, 2019年12月26日閲覧)

府の国籍法改定に反対する勢力を結果する争点として浮上したのが重国籍だったのである。

そのきっかけとなったのが、1999年の年始にCDUのヴォルフガング・ショイブレとCSUのエドゥムント・シュトイバーが中心となって始められた署名運動だった。CDUとCSUという保守政党が、このような「草の根」的な運動を展開するのはそれまでなかったことである²⁴。CSUはこの運動について「市民の意志を明らかにするために適切な方法」であるとした²⁵。このいわば「ポピュリスト」的な方法で、両政党は重国籍容認に反対する世論を掘り起こした。その標語として「統合にイエス、二重国籍にノー」という文句が用いられている(図1)。この標語によってCDUとCSUは、外国人の「統合」という課題を前面に掲げながら、重国籍の原則容認はその「統合」を阻害するものであるという主張を行っていた。この署名運動は、SPDや緑の党ばかりでなく、CDU内からも批判を招いた。しかし署名運動は全国で展開され、5月末までに500万もの署名を集めることに成功した²⁶。

また、この運動が始められて以後、重国籍に反対する国民世論は増加を示している。その当時の状況を示すいくつかの世論調査の結果を見てみよう。

まずは、署名運動が始まった直後の1999年1月5/6日に行われた世論調査機関エムニド(Emnid)の調査では、「重国籍を導入することに賛成か、反対か」の問いに、39%が賛成、53%が反対とい

²⁴ ドイツでは、街頭政治はこれまで平和、環境、人権などを争点にしてもっぱら左翼系のグループが行ってきた。ドイツ研究者の近藤潤三が指摘するように、今回のようにCDUとCSUが「街頭などで署名活動をするのは前代未聞」であった(近藤潤三「戦後ドイツの街頭政治について」『社会科学論集』44巻、愛知教育大学地域社会システム講座、2006年、203頁)。

²⁵ “Mit Unterschriften gegen die doppelte Staatsbürgerschaft,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 1999/1/4: 1.

²⁶ “Fünf Millionen Unterschriften gegen Doppelpaß”, *Süddeutsche Zeitung*, 1994/5/21: 7.

表1 重国籍導入に賛成／反対 (Emnid, 1999年1月5/6日)

支持政党	全体	SPD	CDU/CSU	FDP	緑の党	PDS	極右政党
賛成(%)	39	49	22	37	84	41	11
反対(%)	53	44	71	54	14	58	82
どちらでもよい(%)	5	5	5	-	2	-	7

(出典: *Der Spiegel*, 2/1999: 23)

表2 重国籍導入に賛成／反対 (Forschungsgruppe Wahlen, 1999年1月, 2月)

	支持政党	全体	SPD	CDU/CSU	FDP	緑の党	PDS
1999年1月	賛成(%)	32	44	15	26	70	45
	反対(%)	63	50	81	59	30	52
1999年2月	賛成(%)	27	37	12	30	69	44
	反対(%)	68	59	82	67	28	52

(Simon Green, *The Politics of Exclusion: Institutions and Immigration Policy in Contemporary Germany*, Manchester Universit Press, 2004: 101より引用)

表3 重国籍導入に賛成／反対 (Demoskopie Allensbach, 1993年, 1994年, 1996年, 1999年1月)

	1993	1994	1996	1999	年齢層			
					16-29	30-44	45-59	60-
賛成 (%)	36	33	34	23	34	26	21	15
反対 (%)	47	50	51	64	54	62	68	68
わからない (%)	17	17	15	13	12	12	11	17

(出典: Noelle-Neumann, Elisabeth / Renate Köcher, *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1993-1997*, K.G.Sauer Verlag, 1997: 633; Noelle-Neumann, Elisabeth / Renate Köcher, *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1998-2002*, K.G.Sauer Verlag, 2002: 584)

う結果が出ている(表1)。反対が明らかに賛成を凌いでいるが、その割合は政党支持によってかなり違っている。緑の党支持者では8割以上が賛成であるのに対し、CDU/CSU支持者は7割以上が反対している。興味深いのは、政権与党として重国籍原則容認の立場を掲げているはずのSPDの支持者の間で意見がほぼ真二つに割れていることである。

選挙研究グループ(Forschungsgruppe Wahlen)というもうひとつの世論調査機関の調査では、重国籍導入に反対の意見の割合はさらに多く、賛成の二倍に及ぶ(表2)。しかも1990年の1月から2月にかけて、反対意見は63%から68%に増加し、逆に賛成意見は32%から27%へと減っている。また、SPD支持者の間で反対意見の割合が多く、しかもその割合は50%から59%へと9%も増加しているのである。こうした変化は、1999年1月初頭以来の署名運動による(また後述するヘッセン州の州議会選挙における)重国籍問題の「政治化」に影響を受けたものであると考えられる。

アレンスバッハ世論調査研究所(Institut für Demoskopie Allensbach)の調査は、重国籍へのド

ドイツ市民の意見の状況をより長期的な観点から示している（表3）。1993年から1996年まで、重国籍に反対する意見は回答者の約半分で、賛成する回答者よりも10%ほど多い点でほとんど変化がない。しかし、1999年1月（重国籍が「政治化」された時期）に反対意見が64%に増加し、賛成23%の3倍近くになっている。ただし、この年の調査では質問の仕方が変わっていることには配慮しなければならない。1996年までの調査では、「ドイツの法律ではドイツ国籍と一緒に他の国籍を持つことが例外的に認められている。今、重国籍の可能性について再三求められている。あなたは長期間われわれのそばで生活している外国人に重国籍を与えることに賛成か、反対か」と、その当時の野党からの国籍法改定要求の主張に言及しながら質問されているのに対し、1999年の調査では「重国籍が、われわれのそばに長期間住んでいる外国人がわれわれの社会により良く編入されることに役立つと考えるか、そうは考えないか」と、ちょうど署名運動の標語に沿った形で質問がなされている。政治的文脈に応じて質問を変えているようだが、特にどちらかの方向に回答を誘導しているようには思えない。いずれにせよ、世論の半分ないしそれ以上が重国籍容認に反対していること、さらには1999年1月のCDUとCSUを中心とした署名運動については6割以上の回答者が賛成していることから、ドイツ社会の世論において重国籍反対派が賛成派よりも相当程度多く、しかも1999年に入りその差は広がっているという点は確認できそうである。

さらにアレンスバッハ世論調査研究所は、年齢層別の結果も出している。それによれば年齢層が高いほど重国籍に反対の意見の割合が多くなるが、若年層でも依然として反対意見が賛成意見を上回っている。

署名運動によって生じた世論の変化は、政治に対しても決定的な影響をもたらした。それは2月7日のヘッセン州議会選挙での結果である。ヘッセン州はSPDの力が強く、連邦共和国の建国以来、1987年から1991年にかけての一時期を除き、SPDが常に政権の座についてきた。1991年以後は緑の党と連立を組んで政権を担った。事前の世論調査でもSPDの支持率はCDUより高く、緑の党との連立政権は継続することが予測されていた。しかし選挙結果はその予測を覆した。CDUはSPDに逆転して躍進し、代わりに緑の党が大きく票を減らした。SPDの得票はさほど悪くはなかったものの（むしろ前選挙から微増）、緑の党の低迷の結果連立で多数派は取ることができず、結果的にCDUとFDPの連立政権が誕生したのである。署名運動が掘り起こした反重国籍の世論の高まりが、この結果に影響していたことは間違いなかった²⁷。

この選挙結果は連邦政府にも大きな影響を及ぼした。というのも、このヘッセン州の政権交代により、各州の代表から構成される連邦参議院の勢力関係に変化が生じ、連邦政府の与党であるSPD

²⁷ インフラテスト・ディマップ (Infratest dimap) による下記の選挙結果の分析を参照せよ。それによれば、前回他の政党に投票し今回CDUに投票した人のうち61%が、「外国人のテーマ」が理由で投票している。SPDがそのような人々の不安に応えることができなかったことが、今回の敗北の原因であるとされている。“Die neue Straßenkämpfer,” Zeit online, 1999/2/11 (https://www.zeit.de/1999/07/199907.zeitumfrage_.xml, 2019年12月26日閲覧)。

と緑の党が連邦参議院において多数派を失ったからである。これは、与党の法案が連邦参議院を通過しなくなるということの意味した。

そのため、SPDと緑の党は国籍法改定において大きな譲歩を強いられることになる。与党内および与野党内での様々なせめぎ合いを経て、FDPが提案した「オプションモデル」を採用した妥協案が提出され、それが両議会での承認を経て成立することになった。この新たな国籍法で、両親の一方が8年間ドイツに合法的に滞在し、無期限の滞在資格を持つ場合、その子供に出生時にドイツ国籍を付与するという限定付きの第二世代の出生地主義が導入された。これまで血統主義のみで構成されていたドイツの国籍法にとって、それは歴史的な転換と言えた。同時に、出生地主義によってドイツ国籍を付与された外国人の子供に、18歳から23歳までの間に、ドイツ国籍か親から受け継いだ外国籍かのどちらか一つを選択する義務が課された。これがFDPが提案した「オプション・モデル」である。これにより出生地主義によってドイツ国籍を得た外国人の子供に対して期間限定での重国籍が認められた。しかしそれはあくまで期間限定的であり、もしその子供が国籍選択を行わなかった場合、ドイツ国籍は自動的に失われるものとされた。

このような選択義務（期限付きの重国籍）の仕組みにより、出生地主義を取り入れた新たな国籍法の下でも「重国籍の回避」の原則は維持されたことになる。ただし、帰化の際に認められた例外の規定は、この選択義務にも適用された。また、新しい国籍法は、「経済あるいは財産権に関して著しい不利が生じる場合」にも重国籍が認められることになり、重国籍に関する例外規定は拡大された。

だが、新たに導入された選択義務制度には批判が相次いだ。例えば、仮に選択がなされなかった場合、この制度は一度与えたドイツ国籍を剥奪することを意味しており、それは「ドイツ国籍は剥奪されてはならない」という基本法の第16条の条項に反するのではないかという批判である²⁸。その他、18年後から発生する重国籍の子供（毎年4万人以上生まれることが予測されている）の国籍選択を行政上処理しきれぬのかという問題、また期限付きの重国籍という中途半端な地位がその子供たちのドイツ社会への統合を妨げるのではないかという問題などが指摘された²⁹。社会学者のズザンネ・ヴォルプスは、この選択義務制度を世界的にも稀に見る制度だと指摘しているが³⁰、これは出生地主義を導入しつつも重国籍回避の原則を維持しようという意図から導入されたものなの

²⁸ 例えば、憲法学者のカイ・ハイルブロンナーがその点をいち早く指摘している。*Der Spiegel*, 1999/7: 31。

²⁹ 国籍選択義務への批判については、Susanne Worbs, *Bürger auf Zeit. Die Wahl der Staatsangehörigkeit im Kontext der deutschen Optionsregelung* (Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2014): 112-146に整理されている。

³⁰ *Ibid.*: 104-105. 近い例としてヴォルプスは日本における重国籍者の国籍選択制度をあげている。日本は国際結婚や出生地主義の国での出生によって発生した重国籍者に22歳までにどれか一つの国籍を選ぶことを義務付けている。しかし出生地主義を採らない日本のルールは、自国の出生地主義によって発生した重国籍者に選択義務を課すドイツのルールとは異なっているとされる。

である。

2-4. 2016/17年の重国籍論争 ——トルコ系住民の「忠誠のコンフリクト」——

その後、2013年にCDU/CSUとSPDとのいわゆる大連立政権が成立し、重国籍に関する規定が変わった。2009年に下野していたSPDが再び政権に返り咲き、1999年に導入された国籍選択義務の廃止を要求したのである。CDU/CSUはその要求を部分的に受け入れることになった。その結果、2014年12月に国籍法が改定され、一定の条件付きで出生地主義によるドイツ国籍を付与された外国人の子供の国籍選択義務が廃止された。それにより①21歳までに8年以上ドイツに住んでいること、②6年間ドイツの学校に通ったこと、③ドイツで学校を卒業あるいは職業教育を修了していることのうち、どれか1つを満たしている場合は国籍選択義務を免除され、23歳以後も重国籍を維持できるようになったのである。これにより実質上、重国籍容認の範囲は拡大した。とはいえ、連邦政府の見方（特にCDU/CSUの見方）からすると、これも例外としての重国籍容認の範囲内であり、重国籍は原則回避するという立場に変わりはない³¹。

だが、このような大連立政権内の妥協による国籍制度のさらなる「リベラル化」に対する反動が、時を経ずして再び起きることになる。きっかけは2016年7月15日にトルコで起きたエルドアン大統領に対するクーデター未遂事件だった。その事件に、ドイツに在住するトルコ系住民が強く反応した。クーデターは独裁の傾向を強めるエルドアンに対し、軍部の一部が起こしたものだ。エルドアンはクーデターを寸前で防ぎ、それに関わった人々の徹底的な粛清に乗り出すことになった。そのような状況を受け、ドイツのケルンでは7月末、エルドアンを支持するトルコ系住民による1万5千人ほどの規模のデモが行われたのである。

このエルドアン支持のデモはドイツ国内で広い関心を呼んだ。政権もエルドアンがドイツ在住のトルコ人に政治的影響を及ぼしていることに対し、強い警戒を示した。集会の自由はドイツの基本法で定められた基本権の1つであり、デモを禁止することはできない。しかし、連邦政府の移民・難民・統合委任専門官のアイダン・エズスは、ドイツ系住民と出身国との繋がりが「大規模に政治的に道具化された」ことへの懸念を表明した。さらに、当時CDUの党幹部の一人で若手リーダーとして頭角を現していたイェンス・シュパーンは、ドイツに住むトルコ系住民の連邦共和国への「忠誠心」を問題にした³²。彼はベルリンの『ターゲスシュピーゲル』という新聞に寄稿した記事の中で、近年独裁者的手法を強めるエルドアンが、選挙の際にドイツを訪れたり、モスクに多数のイマームを派遣するなどして、ドイツ在住のトルコ系住民に影響力を及ぼそうとしていることにふれ、「ドイツに生活し、その一部はわれわれの下で帰化しているトルコ人たちは、エルドアンにと

³¹ 2007年にはEU市民およびスイス国民には、例外としてドイツとの重国籍が認められるようになっていた。

³² “Warnungen vor Einflussnahme der Türkei bei Demonstration in Deutschland,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2016/7/30: 4.

って彼の国民の一部なのだ」と述べる。その関連でシュパーンは重国籍の問題にも言及した。彼は「国籍が2つあることそれ自体が問題なのではない」としつつも、「2つの国家の利益、目的、原理がますます対立し、しかもトルコ系住民のような大規模な集団が2つの国家のどちらに忠誠を持つのかを決められないとするならば、ドイツ連邦共和国はその権限を主張しなければならない」と述べ、トルコ系住民に「明確な意志決定」を求めたのである³³。

「忠誠」の決断を求めるこのシュパーンの発言をきっかけとして、CDUとCSUの政治家の中から重国籍を問題視する声が高まった。まず2016年8月に行われたCDU/CSUの内務大臣会議（州および連邦の内務大臣を務めるCDU/CSUの政治家が集まる会議）で、重国籍が「忠誠心のコンフリクト」を生み出し、「統合の障害」になっていると指摘され、重国籍を可能にしている2014年の改正を撤回せよという意見が出された³⁴。連立政権に対する配慮から、最終的に出された共同声明（「ベルリン宣言」）には国籍法の改定に関する主張は盛り込まれなかったものの、重国籍が統合に寄与しているか否かを2019年までに確認することが求められたほか、紛争地でテロ団体に加盟した重国籍者からドイツ国籍の剥奪を可能にするための法整備が求められた³⁵。

さらに2016年12月のCDU党大会で重要な動きが見られた。2014年以前の国籍選択義務の復活を求める提案が党の青年組織ユンゲ・ユニオン（Junge Union）から提案され、それが僅差で可決されたのである³⁶。これは大連立政権に対する党員基盤からの「反乱」であった。メルケル首相やトーマス・デメジエール内相は、連立協定を守るという立場からこの決議に反対し、連立相手のSPDからは強い批判が出された。しかし、もう1つの与党であるCUSはこの決議を歓迎した。

2017年に、再びトルコ系住民の「忠誠心」が問われる新たな展開が起きた。エルドアンはクーデター未遂事件の後、大統領の権限を強化するために憲法改正を計画し、それを国民投票で問うとしたのである。この憲法改正は、首相職を廃止し、大統領に閣僚の任命や緊急事態例などを権限が与え、その任期も2期10年までに伸ばすものだった。この憲法改正の国民投票に向け、エルドアンは国外のトルコ系住民（特に投票権のあるトルコ国籍保持者）に対しても積極的なキャンペーンを行なった。ドイツにも3月初旬から二人の閣僚を派遣し、彼らを中心としたトルコ系住民向けの政治集会が開催された。エルドアンは、彼自身や他の政治家の訪問がいくつかのドイツの都市で拒否されたことに対し、「ナチス的」という言葉で批判を行った。こうしたエルドアンによる一連の

³³ Jens Spahn, “Unser Präsident heißt Gauck, nicht Erdogan,” *Tagesspiegel*, 2016/7/28 (<https://www.tagesspiegel.de/politik/jens-spahn-ueber-tuerken-in-deutschland-unser-praesident-heisst-gauck-nicht-erdogan/13942424.html>, 2019年12月26日閲覧)。

³⁴ “Unreifes Papier,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2016/8/11: 2.

³⁵ *Berliner Erklärung der Innenminister und -senatoren von CDU und CSU zu Sicherheit und Zusammenhalt in Deutschland 19. August 2016*. (https://cdn.netzpolitik.org/wp-upload/2016/08/160819_Berliner_Erklaerung_CDU.pdf, 2019年12月26日閲覧)。後者の要求に関しては、2019年6月の国籍法改定で実現されることになったが、前者の要求に関しては目立った成果は出されていない。

³⁶ “Die Junge Union spielt den Doppelpass,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2016/12/8: 2.

政治的介入が、CDUやCSUの政治家の間で「重国籍の廃止」を求める声をさらに高めることになった。そこで問われたのは、やはりトルコ系住民の「忠誠心」であった。「独裁制を望むエルドアンと自由で民主的なドイツのどちらを選ぶのか」という「忠誠のコンフリクト」が問題とされた。特にドイツとトルコの重国籍者に対しては、どちらか1つに「決める」ことが求められたのである³⁷。

また、ほぼ同時期に、ドイツとトルコの重国籍者で、ドイツの保守系新聞『ヴェルト』の記者であったデニス・ユヂェルというジャーナリストが、トルコのクルド人政策を批判したという罪でトルコで身柄を拘束され、監禁されるという事件が起きていた。ドイツ政府は「国民の保護」という立場からユヂェルの解放を求めたが、トルコはユヂェルを自国民とみなし、それには応じなかった。この問題は、「自国民の保護」という選挙キャンペーン問題とは別の視点から重国籍の問題を表面化させた³⁸。

4月16日に行われた憲法改正の国民投票の結果は、トルコ系住民の「忠誠のコンフリクト」問題を一層明らかにした。51.4%という僅差で憲法改正は可決されたが、ドイツ在住のトルコ人有権者の間では63%が憲法改正に賛成していた。つまりトルコ本国よりもドイツ在住のトルコ人の方がエルドアンの「独裁制」に対する支持率が高かったことになる。この結果を受け、CSUのシュテファン・マイヤーは、「次の政権期では重国籍に関する緩和策を取り消すことが重要である」と述べた³⁹。またCDUのギュンター・クリンクスは、この投票結果が「重国籍の現行の例外規定に対するこれまでの懐疑を強めた」とし、9月に予定されている連邦議会選挙に向けたCDU/CSUの選挙綱領では、この問題に言及されるだろうと述べた⁴⁰。

このように2016年から2017年にかけて、トルコからの在独トルコ人への政治的介入がトルコ系住民の重国籍問題を再燃させた。もっとも、トルコ系の重国籍者はドイツにいる重国籍者の一部にすぎない。2011年の国勢調査によれば、トルコとドイツの重国籍者は約53万人で、重国籍者全体（約426万人）の12%程度である⁴¹。トルコとの重国籍者よりロシアやポーランドとの重国籍者の数が多いにも関わらず（彼らの多くがアウスジードラーである）、そちらの方は問題にされない。あくまでトルコ系の重国籍者の「忠誠心」のみが問題にされたのである。さらに、トルコ系住民におけ

³⁷ “Doppelpass in der Kritik,” *Süddeutsche Zeitung*, 2017/3/13: 1; Marie Lisa Kehler, “Die lästige Frage nach der Loyalität,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2017/3/17: 33.

³⁸ Manuel Bewarder, “Fall Yücel veranschaulicht ein Problem des Doppelpasses,” *Welt*, 2017/3/5 (<https://www.welt.de/politik/deutschland/article162580741/Fall-Yuecel-veranschaulicht-ein-Problem-des-Doppelpasses.html>, 2019年12月26日閲覧)

³⁹ Manuel Bewarder, “Union pocht nach Erdogans Sieg auf Doppelpass-Reform,” *Welt*, 2017/4/18 (<https://www.welt.de/politik/deutschland/article163774125/Union-pocht-nach-Erdogans-Sieg-auf-Doppelpass-Reform.html>, 2019年12月26日閲覧)

⁴⁰ “In der Union wachsen die Zweifel am Doppelpass,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2017/4/19: 2.

⁴¹ *Deutscher Bundestag, Drucksache*, 18/9554: 2.

る重国籍とエルドアン支持との関連性もなんら検証されていない。例えば、重国籍者のトルコ系住民の方がトルコ国籍のみのトルコ系住民よりもエルドアン支持者の割合が高いことが明らかにされていたわけではない。また、実際のところトルコ系住民のなかでもエルドアンに批判的な人々は少なくなかった。にもかかわらず、エルドアン支持のデモや政治集会、国民投票の結果などから、トルコ系住民の「忠誠心」が疑われ、それが重国籍と結びつけて解釈されたのである⁴²。

重国籍への疑念は決して一部のCDUやCSUの政治家に限られたことではない。この時期の重国籍の争点化によって、国内世論も再び「反重国籍」に動いた。フォルザ（Forsa）という世論調査機関の調査によれば、2013年5月には重国籍容認が53%、反対が42%で、容認派が反対派を上回っていた。同機関の2016年12月の調査でも、選択義務復活が38%、現行のままだが53%とであった。しかし2017年4月のインフラテスト・ディマップ（Infratest dimap）の調査では重国籍に反対する者が58%、賛成する者が36%、2017年5月のアレンスバッハ世論調査研究所の調査では反対65%、賛成23%という結果だった。調査機関が異なるので単純に比較はできないものの、2017年の時点において重国籍に拒否感をもつ市民は依然多数派を占めていた。トルコ系住民に対するエルドアンの政治的介入は、そのような重国籍への拒否感を再燃させたということは言えそうである。

CDU党大会での国籍選択義務復活の決議は受け入れなかった内務大臣のデメジールは、トルコの国民投票の結果が明らかになった後、「国民投票の結果や重国籍者の投票行動がどうであれ、重国籍は例外でなければならぬ」とあらためて言明した⁴³。さらにCDUとCSUは、7月に公表された共同の選挙綱領のなかで「重国籍は常に例外でなければならぬ」と明記することになった⁴⁴。こうして連邦政府も、またCDU/CSUも、2016年から17年にかけての重国籍論争の再燃を経て、「重国籍は回避すべき」という従来からの「原則」を再度確認することになったのである。

しかし新たな展開もみられた。2017年7月のCDU/CSUの選挙綱領において、重国籍を第二世代までに限定するという「世代限定（Generationenschnitt）」の仕組みを導入することを明記している⁴⁵。この「世代限定」とは、すでに同年1月にデメジールが提唱した重国籍制度のモデルである。この「世代限定」モデルはその後現在に至るまであまり注目を集めることはなかったが、重国

⁴² 党内の批判に対し一貫して重国籍を支持してきたメルケル首相でさえ、「忠誠心」の重要さは強調する。例えば、新聞の取材に対し、「私は、ドイツにすでに長く住んでいるトルコ出身の人々に、この国に対する高度の忠誠心を育ててくれることを期待しています」と述べている（“Bundeskanzlerin fordert Loyalität von Deutschtürken,” *Zeit online*, 2017/8/23, <https://www.zeit.de/politik/deutschland/2016-08/angela-merkel-deutsch-tuerken-loyalitaet-deutschland>, 2018年12月26日閲覧）。メルケルと国籍選択義務復活を主張するCDU党员との違いは、メルケルが重国籍と忠誠心を分けて捉えているところである。

⁴³ “De Maizière fordert Generationenschnitt beim Doppelpass,” *Hannoversche Allgemeine*, 2017/4/20 (<https://www.haz.de/Nachrichten/Politik/Deutschland-Welt/De-Maiziere-fordert-Generationenschnitt-beim-Doppelpass>, 2018年12月26日閲覧)

⁴⁴ *Für ein Deutschland, in dem wir gut und gerne leben. Regierungsprogramm 2017-2021*, 2017: 74 (<https://www.cdu.de/system/tdf/media/dokumente/170703regierungsprogramm2017.pdf?file=1>, 2019年12月26日閲覧)

籍回避の「原則」と重国籍者の増加という「現実」と間の矛盾に折り合いをつけるための仕組みとして注目すべき点がある。それについては、本論文の最後（4-3.）で再びとりあげることにする。

3. 重国籍をめぐる論争と「国民の自己理解」 ——「シヴィック／エスニック」を超えて

3-1. 「リベラル化」への抵抗の支点としての重国籍

2で述べてきたように、1990年以来、ドイツの国籍法は外国人にとって国籍取得の容易な「リベラル」なものへと変化を遂げてきた。そのなかでも、出生地主義を導入した1999年と、出生地主義で重国籍となった子供の選択義務制度を廃止し、重国籍維持を可能にした2014年の改定は、国籍法の「リベラル化」を進める2つの大きな転機であったといえる。しかし、「リベラル化」はその反動もみだした。そこで最大の争点となったのが重国籍の問題だった。改定に反対する人々は「重国籍は回避すべき」という原則論をとりあげて世論を喚起し、改定を阻止するか、あるいは逆行させようと試みたのである。そこで重国籍問題は、国籍制度の「リベラル化」への抵抗のモータメントを生起させる、反動の「支点」として機能したのである。

しかし筆者の見方では、その抵抗のなかで問われているのは重国籍それ自体ではない。本論文の1-1.（脚注3を含めて）で述べたように、ドイツにおいては法的には例外として重国籍が認められていて、国内の重国籍者数も430万人を超えると推計される。また、子供の誕生や帰化手続きを通じて重国籍は絶えず発生している。にもかかわらず、それにどう対処するのかという現実的な問題が議論されることはあまりない。むしろ問題になるのは、重国籍が「統合の障害」になるのかどうか、「忠誠心のコンフリクト」を生み出すのかどうかということの方である。つまりここでは、重国籍（特にトルコ人の重国籍）を題材にしながら、移民が国民になるとはどういうことなのか、またその場合の国民とは何であり、どうあるべきなものなのかということ、すなわち「国民の自己理解」が争われているのである。

すでに1-1.で簡単に紹介したように、重国籍が発生する経路は複数ある。国際結婚の夫婦の子供、帰化の際の例外的容認、出生地主義による外国人の子供の他に、ドイツにおいてはアウスジードラーに対する国籍付与がある。アウスジードラーとは、第二次大戦終戦時にドイツ人が「追放」された東ヨーロッパ地域の出身でドイツの「民族帰属」を持ち、戦後（西）ドイツに移住してきた人々のことを指すが、彼らにはその歴史的な理由から入国後すぐにドイツ国籍が認められていた。その際、元の国籍の放棄は必要とされていなかったため、その多くが重国籍者となったのである。さらに2007年以降、EU加盟国民とスイス国民に対しては、重国籍が全面的に認められた。しかし、近年

⁴⁵ *Für ein Deutschland, in dem wir gut und gerne leben. Regierungsprogramm 2017 – 2021*, CDU/CSU, 2017: 74-75. (<https://www.cdu.de/system/tmf/media/dokumente/170703regierungsprogramm2017.pdf?file=1>, 2018年12月26日閲覧)

の重国籍論争で問題とされるのはもっぱら、ドイツ生まれの非ヨーロッパ諸国出身の外国人の子供が持つ重国籍なのである。それは、彼らの「国民」への統合が最も問題視されているからに他ならない。

重国籍者の増加は、ドイツにおいて外国に出自をもつ住民の数が多くなっていることの反映である。現在ドイツには「移民の背景を持つ人々」（両親の少なくとも一方が出生時にドイツ国籍を持っていなかった人々のことを指す行政上の用語）が全人口の四分の一を超えるまでになった。まぎれもなくそれはドイツ社会の「多様性」を示すものだが、そのような多様な出自を持つ人々からなる社会をどのようにとりまとめ、彼らをいかにドイツ社会に包摂し、またどの程度ドイツ社会に同化していくのかが現在のドイツにおける（もちろんドイツだけではないが）大きな問題になっている⁴⁶。その際に、移民をドイツ社会に統合し、「ドイツ人」の境界を再構築する際の基準として、「国民」の意味があらためて問い直されることになる。重国籍論争は、そのような国民をめぐる見方の競合の一例である。

それでは、その論争のなかでどのような国民の観念が表明され、どう対峙しあっていたのか。以下、それを検討していくが、その前に国民の観念の果たす役割についての分析の方法について簡単に論じておかなければならない。

3-2. 「シヴィック」と「エスニック」の二分法

国民の観念について分析する際にこれまで用いられてきた代表的な枠組みが「シヴィック」と「エスニック」の二分法である。ハンス・コーンの「西のネーション／東のネーション」の類型論を踏襲したこの二分法は、1980年代にイギリスのナショナリズム研究者アントニー・スミスによってより洗練されたものへと再定式化された。ここで「シヴィック」とは、共通の法と領土に対する帰属意志を持つ「市民」の共同体としてネーションを特徴づける概念であるのに対し、「エスニック」とは共通の祖先を持つ「血統」の共同体としてネーションを特徴づける概念である⁴⁷。当人の「意志」が基盤となる「シヴィック」なネーションの方が一般的に外国人に対して包摂的（つまり「リベラル」）であり、「血統」に基づく「エスニック」なネーションは「純血主義」的で排他的（つまり「非リベラル」）になりやすいとされている。

1-3.で紹介したように、ブルーベイカーはこの二分法を用いてフランスとドイツの国籍法の形成

⁴⁶ ドイツの社会学者ナイカ・フォロウタンは、多様化と同質化との間の緊張関係が、現在のヨーロッパ社会を始めとする「ポスト移民社会」（移民の定住化が進む社会のこと）を特徴付ける固有のダイナミズムを生み出していると主張している。（Naika Foroutan, *Die Postmigrantische Gesellschaft. Ein Versprechen der pluralen Demokratie*, transcript, 2019）それは本論文で扱うドイツの重国籍論争にも見られることだが、より一般的には右翼ポピュリズムの台頭によって深められた移民をめぐる「包摂/排除」の対立関係にも当てはまることである。

⁴⁷ Anthony D. Smith, *National Identity*. Penguin, 1991 (=1998, 高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』晶文社).

過程の比較分析を行った。彼は1992年に出版された『フランスとドイツにおける国籍とネーション』のなかで、フランスにおいて有力な「シヴィックで領域的」な国民の自己理解と、ドイツで有力な「エスノ文化的」な国民理解が、19世紀末から20世紀初頭の時期に対照的な国籍法（「二重の出生地主義」のフランスと全面血統主義のドイツ）の形成を促す要因の一つであったと論じている⁴⁸。

しかし、この本の出版後、ドイツは国籍法を改定して出生地主義を取り入れた。そのため、フランスとドイツの国籍法はかつての対照性を失い、ブルーベイカーの用いた「シヴィック」対「エスニック」という対立図式も、その説明要因としての有効性を失ったと考えられることが多い。クリスチアン・ヨプケ、パトリック・ヴェイユ、サラ・ウォーレス・グッドマンなど、国籍に関する研究者の多くがすでにそのことを指摘している⁴⁹。しかしながら、仮に「シヴィック／エスニック」という対立図式がその有効性を失ってしまったとしても、そのことが、国民の観念が国籍制度の形成において果たす「文化的」や役割それ自体が消滅したことを意味するわけではない。

ここで、ブルーベイカーの「文化社会学」的な分析の方法について説明をしておこう。彼は国民の概念を、当事者の持つ意味理解という観点から捉えた。それは、研究者が一方的に同定する国民概念の「類型」なのではなく、当事者が自分が所属する共同体である「国民」をどのように理解しているのかという観点から国民概念を把握しようと試みるものである⁵⁰。ある国の社会において、歴史的な理由から広く共有されている「国民の自己理解」のパターンがある。例えば、王朝国家とフランス革命の伝統を持つフランスでは「シヴィック」な国民の自己理解の力が強く、それに対し国家的統一の欠如とロマン主義思想の伝統をもつドイツでは「エスニック」な自己理解の力が強い。ブルーベイカーは、そのような両国での「国民の自己理解」の違いが、異なった形の国籍法の形成につながったと論じた。すなわちフランスの「シヴィック」な国民理解が第三世代出生地主義を定

⁴⁸ Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany* (=『フランスとドイツの国籍とネーション』). 本論文で用いる「国民の自己理解 (national self-understanding)」はブルーベイカーがこの本の中で用いた概念である。なお、ブルーベイカーはここで「シヴィックで領域的」「エスノ文化的」というより含意の広い概念を用いている。

⁴⁹ Christian Joppke, *Immigration and the Nation-State: The United States, Germany, and Great Britain*, Cambridge University Press, 1999; Patrick Weil, *Qu'est-ce qu'un Français? Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Grasset, 2002 (=2019, 宮島喬ほか訳『フランス人とは何か 国籍をめぐる包摂と排除のポリティクス』明石書店), Sara Wallace Goodman, *Immigration and Membership Politics in Western Europe*, Cambridge University Press, 2014. また、これらの研究者とは違い、マジョリティが持つナショナル・アイデンティティが移民政策や国籍政策において果たしている役割を分析した比較研究として Liav Orgad, *The Cultural Defense of Nations: A Liberal Theory of Majority Rights* (Oxford University Press, 2015) も注目に値する。

⁵⁰ このような「国民 (nation)」に関する分析方法は、ブルーベイカーがその後「認知的視座」として展開している。詳しくは佐藤成基「カテゴリーとしての人種、ネーション、エスニシティ ——ロジャース・ブルーベイカーの認知的アプローチについて」『社会志林』第64巻第1号 (2017年) を参照せよ。

めた1889年の国籍法を可能にし、ドイツの「エスニック」な国民理解が全面的な血統主義を定めた1913年の国籍法を可能にしたのだというわけである。そこで「国民の自己理解」は、国籍法制定をめぐる国民的議論のなかで、その時々政治的決定を正当化する「文化的」な意味理解の図式として作用した。

このような方法を前提とするならば、フランス＝シヴィック／ドイツ＝エスニックのような固定化された類型論に陥ることなく、国民概念が政治・社会的な実践の過程で果たす役割を分析することが可能となる⁵¹。また、1-3.で述べたように、一国における国民の観念は単一ではなく、しばしば異なった理解のパターンが共存し、競合している。また、国民の観念それ自体が歴史的に変化する。要するに、国民の観念と一つの国とは一体のものではないのである。そのような見方をとれば、出生地主義を取り入れたドイツの国籍法改定の過程も、またそれ以後の国籍制度をめぐる議論も、「国民の自己理解」の果たした役割という観点から分析が可能であろう。

3-3. 出生地主義と「シヴィック」な国民理解

では、ドイツでの1999年の国籍法改定にいたる過程のなかで、出生地主義の導入をめぐる賛否両論のなかで「国民の自己理解」はどのような役割を果たしていたのか。ドイツの「国民の自己理解」は「シヴィック」なパターンへ変化を遂げていたのか。また「エスニック」なパターンはどの程度表明されていたのか⁵²。国籍法が改定される1999年よりも前の時点での連邦議会や連邦参議院における国籍法改定をめぐる論争を見てみたい。

1980年代末には、すでにSPDから出生地主義の導入を目指した法案が提出されていた⁵³。その提案には、移民の子供たちを「法共同体」の外部に放置するのではなく、彼らに「国家的意志決定に同じ権利で参加」する必要性が主張されていた⁵⁴。そこで前提にされているのは「共通の法の下での平等な市民の共同体」という典型的な「シヴィック」な国民理解である。フランス同様、ドイツでも出生地主義は「シヴィック」な国民の観念によって正当化されていたのである。

では、それに対する当時の与党（特に保守政党のCDUやCSU）はどのような反論をしていたのだろうか。「ドイツ人の血統を守らなければならない」というような「エスニック」な国民理解を表明していたのだろうか。

⁵¹ ブルーベイカーはこの「シヴィック／エスニック」の二分法の「マニ教的神話」について批判的である。Rogers Brubaker, "The Manichean Myth: Rethinking the Distinction Between 'Civic' and 'Ethnic' Nationalism," in Hanspeter Kriesi et al. (eds.), *Nation and National Identity: The European Experience in Perspective* (Ruegger, 1999): 55-71 を参照せよ。

⁵² 詳しくは佐藤「血統共同体」からの決別」を参照せよ。

⁵³ 連邦参議院ではSPDが政権をとる諸州からの提案として、連邦議会では野党として提案が提出されている。

⁵⁴ 例えば、*Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll* 11/144: 10714 におけるヴァルテンベルク（SPD）の発言などがある。

ところが意外にも、CDUやCSUの反論の根拠は決して「エスニック」なものではなかった。むしろ「市民の意志」を強調した「シヴィック」な概念を用いて出生地主義を批判しているのである。例えば、以下のような発言がある。

たまたまここに住んでいる、ここで生まれたというだけではドイツ人にはなれません。われわれの社会に適合し、われわれの国家とともに奉仕するという意志 (Wille)のある者がドイツ人になるべきなのです。[これを無視して]法律だけで市民の地位を処理してはいけません。(1988年5月20日連邦参議院におけるバイエルン州代表フォン・バルデンフェルス (CSU) の発言)⁵⁵

「血統」ではなく「国家に奉仕するという意志」(「忠誠」と言い換えてもいいだろう)が「ドイツ人」が持つべきものと理解されている。このような、ある意味で (SPD議員の発言とは別の意味で)「シヴィック」な自己理解は、その後もCDUやCSUの政治家から繰り返し聞かれる。以下のような例もある。

[出生地主義による国籍の付与は] それによって当人の心の底から国民になっていないのに法的な強制によってそうさせられてしまうような場合、かえって逆効果になるでしょう。そのような規定は国家にたいする拒否感を高めることにつながります。帰化は統合する意志のある人に限られるべきです。(1989年5月12日連邦議会におけるゲルスター (CDU) の発言)⁵⁶

ここでゲルスターがいう「統合する意志」は「国民になろうとする意志」と言い換えてもいいだろう。出生地主義による国籍付与には当人の自発的な「心の底から」の「意志」を伴わないという点が、ここでの反論の要点である。ただし、血統主義によって国籍を継承した場合も当人の「意志」は保証されないのだが、それは問われていない。そこには「血統」に対する不分明な「信用」のようなものが前提にされていると言えるかもしれない。

保守政党の政治家たちの「意志」を重視した国民理解は1990年代に入っても続いている。

当人が望もうが望ままいが出生によって国籍を与えようとするという人たちがいます。統合されていようがまいが、ここに滞在し続けていようがまいが、本人がそう望んでいようがまいが、両親がそれを確認していようがまいが、そんなことはまったくお構いなしに出生により国籍を与えてやれというのは、決して考え方として近代的なものではありません。(1997年6月5日連邦議会におけるツェイトルマン (CSU) の発言)⁵⁷

⁵⁵ *Deutscher Bundesrat, Plenarprotokoll* 589: 161 (引用文の中の下線は引用者による。以下同様)。

⁵⁶ *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll* 11/144: 10717。

一般的に言って、出生地主義の方が外国人に対して「リベラル」であるという点で「近代的」とみなされることが多い。しかしツァイトルマンはここで、出生地主義を「近代的でない」と言っている。それは「当人が望む」こと、すなわち「意志」に基づいていないからである。

このように、すでに1980年代末から、出生地主義導入の可否をめぐる議論のなかで2つの異なる「シヴィック」な国民概念が競合していた。左派（SPD）からは「法の下での平等」、右派（CDU/CSU）からは当人の「意志」に依拠した「市民の共同体」概念である。ただし、右派からの議論のなかでは、「ドイツ人」の子供には「意志」が問題視されないところに、「血統」への信頼が自明視されていると解釈することもできるが、その場合でも明示的・積極的にドイツ人の「血統」に言及されることはなかったのである。

このように、ドイツの国籍法改定をめぐる論争においては、すでに1980年代末から二つの異なる意味で解釈された「シヴィック」な国民帰属の概念が、改定推進派と反対派の双方によって表明されていた。こうした「国民の自己理解」の対立の構図が、この後の重国籍をめぐる論争においても繰り返し登場することになる。

3-4. 重国籍の容認と否認 —— 2つの「シヴィック」な国民理解 ——

では、重国籍についてはどうか。本論文の主要テーマである重国籍をめぐる論争について見てみよう。

重国籍も出生地主義とならんで1980年代末から問題にされてはきたが、当時においては国際法上その削減が求められていることもあり、重国籍の原則容認が提案されてはいなかった。しかし1993年2月に左派系文化人（ユルゲン・ハーバーマスなどを含む）が始めた重国籍支持の署名運動がひとつの引き金になり⁵⁷、SPDも国籍法改定法案に重国籍容認を盛り込むようになった。その理由の第一に挙げられているのは、外国人の帰化およびドイツ社会への統合を容易にすることである。重国籍を容認することは「我々のところに来た人々を対等な市民として尊重し、彼らが統合しやすくすることへのわれわれの姿勢に明確なシグナルを送る」ことになるとされた⁵⁸。国籍を外国に出自を持つ人々をも包摂しうるような、「市民の共同体」としての「シヴィック」な観念が明確に表明されている。

元の国籍を放棄しなければならないことは帰化の心理障害になる。しかも当時ドイツにおける外国人の帰化率はヨーロッパ諸国で最低レベルだった。そこで重国籍容認は、外国人を「対等な市民」からなる共同体に包摂するための方法とみなされていたのである。と同時に、複数の国籍を認

⁵⁷ *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll* 13/178: 16054.

⁵⁸ “Ausländer sollen zu Inländer werden,” *Tageszeitung*, 1993/2/9: 1.

⁵⁹ 1993年3月4日、連邦議会におけるゾンターク＝ヴォルガスト（SPD）の発言（*Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll* 12/143: 12311）。

めることはドイツ社会の多様性を認めることであり、多様な出自の人間が共生できる寛容で多元的な社会を可能にすることであるとも理解された。それに対し、国家への唯一の忠誠を求める重国籍反対派の考え方は「封建的」で、現代世界に適合しないものとして批判された。

例えば、次のような発言に重国籍容認派の考え方がよくあらわれている。

国家への忠誠がただ一つだけの国籍を要求するという考え方は、市民を国家の下僕と考える 19世紀のものであります。今日のわれわれの近代国家では、その考え方は正当性を持ちません。(中略) ここで「重国籍を認めることによる」統合の政策は、一方で移民たちに同等の機会と権利を保障することを意味し、他方で彼らの言語能力や文化への開放性を通じて善隣共生関係を自分たちで達成することへの覚悟を奨励することを意味します。(1996年2月8日連邦議会でのケルパー (SPD) の発言)⁶⁰

このように「シヴィック」で「リベラル」な重国籍容認派のな国民理解に対し、反対派はどのような国民感で重国籍を批判したのであろうか。「ドイツ人の純血性を守ろう」という「エスニック」な国民概念に依拠していたのであろうか。

実際のところ、CDUやCSUの発言のほとんどがここでも「エスニック」な観念を用いてはいなかった。例えば、CDUの議員は次のように発言している。

帰化を望むものに対し、われわれは「もし」だとか「しかし」などの条件や留保なくわれわれの国家に対して支持表明 (Bekanntnis) することを期待すべきだし、しなければなりません。どのような人民 (Volk) も、もちろんドイツの人民も、1つの共同体を形成しています。そこから人は好き勝手に入ったり、出たりすることはできないのです。これはフェルクシシュで民族的 (völkisch-nationales) な考え方とはおそらく関係がないし、ドイツ的国民国家観なるものとも関係はありません (中略)。むしろ逆です、民主的な憲法をもった社会にとって、国家と国民 (Nation) に対する市民の一義的な支持表明が、継続的で平和的な共生にとっての条件になるのです。(中略) 重国籍の全般的容認は、当該外国人が、いずれはドイツ国籍は得られるのだからと「ドイツ社会への」統合を拒否してしまう危険性を生み出します。また、その外国人の祖国での政治対立がこの国に持ち込まれ、共存を害してしまいます。(1996年2月8日連邦議会でのマルシェヴスキ (CDU) の発言)⁶¹

ここでもまた「国家に対する支持表明」という「意志」を重視する国民概念が登場する。さらにここでは、それが伝統的な「ドイツ的」な国家観ではなく、「民主的な憲法」を持った国家 (すな

⁶⁰ Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll 13/86: 7556.

⁶¹ Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll 13/86: 7557-8

わちドイツ連邦共和国) への「一義的な支持表明」を要求する「シヴィック」な(「共和国」的な)国民概念が展開されている。その「支持表明」は「一義的」でなければならず、分割不可能である。そこから、重国籍が国家への「支持表明」の分裂を生み出すという議論が導かれる。それは、後に2016/17年の重国籍論争で問題にされた「忠誠のコフリクト」という保守派の懸念にともなるものである。

3-5. 1999年の国籍法改定と重国籍問題 —— 「リベラル」対「コミュニタリアン」 ——

重国籍を認める側と認めない側との間の、異なる意味での「シヴィック」な国民概念の対立は、1998/99年の国籍法改定をめぐる論争の中でも繰り返されている。まず、首相のゲアハルト・シュレーダー (SPD) は政権成立直後の連邦議会での演説のなかで次のように重国籍容認の方針について語る。

誰であろうと、ドイツ人になろうとする者がそのために外国の出自を放棄し、否認しすべきではありません。そのためわれわれは二重国籍を可能にしたい。われわれの国民意識は、ヴィルヘルム時代の「血統の権利」にではなく、われわれの民主主義の自己意識に基礎づけられるのですから。(1998年11月10日連邦議会でのシュレーダー首相の発言)⁶²

つまりシュレーダーの見解では、重国籍の容認は「血統の権利」にではなく「民主主義の自己意識」に基づく「市民」の共同体構築の前提なのである。国籍法案を主管する内務大臣のシリー (SPD) も同日の演説で次のように述べる。

重国籍の発生を受け入れることによってのみ、近代的な国籍法は統合というその目的を達成できるのです。たしかに重国籍をできるだけ多く生み出そうというような意味で、重国籍の発生それ自体を目標としている訳ではありません。しかし重国籍の発生は統合の障害とはなっていません。(中略) 統合は、移民が統合を成し遂げる心構えを持つ場合にのみ成功しうるのです。統合とは、われわれの憲法と法の秩序を尊重すること、またドイツ語を学ぶことです。(同日シリー内相の発言)⁶³

シリーはすでに国内に重国籍者が問題なく存在していることを指摘しつつ、それを受け入れることが移民の統合には必要であること、重要なのは移民の「統合を成し遂げる心構え」と「憲法と法秩序の尊重」とドイツ語の学習であり、それに重国籍は何の妨げにもならないと述べるのである。

緑の党のチェム・エツデミアも「重国籍を持つ者、ドイツのパスポートを持つものがわれわれに

⁶² *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll 14/3: 61.*

⁶³ *Ibid.:* 235.

国の市民なのであり、われわれの法に服しているのである」として、重国籍者もドイツ国籍しかもたない人間と同等の権利を持つ「市民」としてドイツ国家の法に従うのだと述べている⁶⁴。

このように政権与党の政治家たちの間では、重国籍を容認することで、多様な出自の人間を平等な権利の下で同一の「市民」の共同体へと包摂ができるという「シヴィック」でかつ「リベラル」な国民概念が共有されている。

では、重国籍に反対する政党の政治家たちはどのような議論を展開していたのだろうか。彼らはなぜ、重国籍に強く反対していたのだろうか。例えば当時のCDU党首で内務大臣を務めたこともあるヴォルフガング・ショイブレは、『南ドイツ新聞』でのインタビューで次のように語っている。

ショイブレ：ここで生まれた人は、なぜ誰もがドイツ人にならなければならないのでしょうか。そういう意志のある人がドイツ人になるべきだというのが私の主張のポイントです。(中略)

南ドイツ新聞：共に生活している人々が、共に自分たちの未来をつくっていかねばならないというのが、民主主義の課題です。

ショイブレ：だからこそ彼らはそのような意志を持ち、無条件でのドイツ人にならなければなりません。国民とは日々の住民投票なのです。だからわれわれは帰化の簡易化を望んでいます。しかし全般的重国籍は受け入れられません。(1999年11月14日付『南ドイツ新聞』インタビューから)⁶⁵

「ドイツ人になろうという意志がある人間がドイツ人になるべきである」と語り、19世フランスの有名な思想家エルネスト・ルナンの文句を引用して「国民とは日々の住民投票」だと語るショイブレが前提にしているのは、明らかに「シヴィック」な国民概念である。すでにCDUやCSUの政治家によって語られていた「シヴィック」な国民概念に基づく国籍法改定反対論を、より明確に言語化したものとみなすことができるだろう。

類似した議論は、CDU/CSUと共に野党に回っていたFDPからもみられる。FDPは出生地主義導入は認めるが全般的な重国籍は認められないという立場であり、FDPが提案した「オプションモデル」(選択義務による期限付き重国籍の案)は1999年国籍法改定の最終的な妥協案の土台となった。以下はFDPの幹事長ギド・ヴェスターヴェレの発言である。

われわれはFDPとして、統合へのオファー(国籍付与という意味——引用者注)は統合への決断(国籍選択の決断という意味——引用者注)の後に来るべきだと考えます。よって連立政府の当初掲げたプラン、すなわち全の人間に対して恒久的に重国籍を認める案に対して断固明確に反対します。ドイツ国民になりたいものは、以前の国籍を放棄することによって、根本から

⁶⁴ *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll 14/5: 259.*

⁶⁵ *Süddeutsche Zeitung, 1999/11/14: 9.*

われわれの国への支持表明をすべきです。ドイツのパスポートはオマケで付いてくる単なる紙切れではなく、ドイツ国家への意識的な志向を前提にするものです。それゆえわれわれは、帰化を望む外国人に以前の国籍の放棄を要求することは正当であると考えます。(1999年3月19日の連邦議会)⁶⁶

「われわれの国への支持表明」や「ドイツ国家への意識的な志向」など、帰属への「意志」（ドイツ人の「血統」などではなく）を重視しているという点において、ここで前提となっているのも前出のショイブレ同様、明確に「シヴィック」な国民観念である。

このように、重国籍の全般的容認に反対する側の政治家も、それに賛成する政治家と同様「シヴィック」な国民概念を用いていた。では、両者の間に国民概念の理解においてどのような違いがあるのだろうか。

重国籍容認派の人々は、多様な出自を持つ移民を、元の国籍を保持したまま原住ドイツ人と同等の権利をもつ「市民」として広く包摂するために重国籍を原則的に認めるべきであると主張していた。そこにあるのは、個人の自由と権利の平等、多様性への寛容とした「普遍的正義」を基準とした「リベラル」な国民への帰属観であった。それに対し、重国籍を否認する人々は国家という共同組織への帰属の「意志」を求めている。それは、重国籍容認を主張する左派の政治家が批判するような、国家の命令に服従せよとか、国家の「下僕」になれというような権威主義的で「前近代的」な帰属観念とは異なっている。というのは、CDUなどの保守派の政治家たちが「支持表明」を求めている対象としての「国家」とは、特定の政権や政治家の政策ではなくより抽象的な原理や理念、すなわち国家に帰属する人々が共有すべき「共通善」とでもいうべきものと思われるからである。後に明らかにするが、その「共通善」の中核となるのはドイツ連邦共和国の基本法に規定されている「自由で民主的な基本価値」（特に第1条から第19条に書かれている基本権と第20、21条の民主主義が中心となる）のことである。保守派の政治家たちは、「国家への意志」という言葉で、国家によって体现された「共通善」へのコミットメントを求めているのである。それがドイツ連邦共和国に帰属する「市民」についての共通の土台となるからである。

憲法の「価値秩序」への尊重という点は、SPDや緑の党の政治家たちによっても言及されており、1999年の国籍法改定と共に行われた外国人法の改定でも、帰化の条件の1つとして「基本法の自由で民主的な基本価値への意志表明」が明記されることになった⁶⁷。保守派の政治家たちは、その「シヴィック」な基本価値に対する意識的なコミットメントを重視し、またそれを単一で分割不可能なもの（つまり二つの異なる国家の基本価値へのコミットメントを同時に持つことはできない）とみなしたのである。

このような保守派の「シヴィック」な国民帰属の理解の仕方を、政治哲学の分野で広く用いられ

⁶⁶ *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll 14/28: 2294.*

⁶⁷ 2014年に外国人法が廃止されるとともに、この規定は国籍法第10条に移された。

ている概念を用いて「コミュニタリアン」と呼ぶことにしよう⁶⁸。ドイツ国籍の取得は平等な市民として国家の意思決定に参加することを可能とする。その点の理解はリベラル派の重国籍容認派と大きく違いはない。しかし保守派は、その条件として国家の憲法的価値という「共通善」へのコミットメントを求めた。それを「シヴィック」でありかつ「コミュニタリアン」な国民帰属の理解の仕方であると捉えることが可能である。

その後2004年に、アンゲラ・メルケル首相の下でCDU/CSUとSPDは連立政権を組むことになる。メルケル政権は、それまでのCDU/CSUの消極的な「外国人政策」から一変し、積極的な「移民政策」を進めていく。そこで重要な課題となったのが移民の「統合」であった。ドイツ在住の外国人に「統合コース」を課し、2008年には「帰化テスト」を導入し、帰化宣誓式で「基本法の価値秩序への意志表明」を要求することになった。それは、出自を問わず、「自由で民主的な基本価値」に忠誠を表明する人間は、平等な権利を持つ「市民」として国民共同体に「統合」する政策であった⁶⁹。そのような「市民的」統合政策が進められるなか、ドイツ国家の基本価値への「意志表明」を求める「シヴィック」で「コミュニタリアン」な帰属観が、前面に打ち出されるようになっていった。また、それとともに、「自由で民主的な基本価値」を認めない（とされる）イスラムやイスラム教徒がしばしば排除の対象となっていくことになる⁷⁰。

3-6. 国籍選択義務復活をめぐって ——繰り返される「コミュニタリアン」な自己理解——

移民に対する「統合」への圧力が高まるなか、2013年にCDU/CSUとの連立政権に返り咲いたSPDは、1999年の国籍法改定で導入せざるを得なくなった国籍選択義務制度を条件付きながら廃止することに成功した。しかし、すでに2で説明したように、2016年から2017年にかけて、CDUの保守派やCSUからその廃止を取り消そうとする主張が強まった。そこで問題になったのは、トルコ系住民の「忠誠心のコンフリクト」であった。すなわち彼らが、ドイツの国家的な価値や規範に対する単一で無条件のコミットメントを持っていないことが問題であった。それは、これまで保守

⁶⁸ 「コミュニタリアニズム」と呼ばれる論者のあいだで、個人を超えた「共同性 (community)」に対する理解は異なるようだが、本論文のなかでは個人の自由や権利それ自体よりも、その前提として諸個人が帰属する共同体 (community) の価値に注目しながら、「普遍的正義」よりも共同体の「共通善 (common good)」を重視する考え方を簡潔に「コミュニタリアン」と呼ぶことにする。なお「コミュニタリアニズム」の思想史的レビューとして Richard Dagger, “Republicanism and Communitarianism,” in Gerald F. Gaus/Chandran Kukathas (eds.), *Handbook of Political Theory* (Sage, 2004): 170-173, 菊池理夫『日本を魅らせる政治思想 現代コミュニタリアニズム入門』(講談社, 2013年)を参考になっている。

⁶⁹ 2000年代のドイツの帰化政策の厳格化に関する簡単なレビューとして佐藤成基「国籍・シティズンシップ——出生地主義の導入は可能か」(高谷幸編『移民政策とは何か 日本の現実から考える』人文書院, 2019年): 196-198を参照せよ。

⁷⁰ 憲法的価値を基準とする「市民的」統合政策におけるイスラムの排除については、佐藤成基「「統合の国」ドイツの統合論争 ——変化するドイツ社会の自己理解」『社会志林』第57巻, 第4号(2011年)を参照せよ。

派の政治家たちが表明してきた「シヴィック」で「コミュニタリアン」な国民帰属の観念を前提にしたものであった。

例えば、2016年7月のトルコ系住民によるエルドアン支持のデモの直後から、彼らの「忠誠心」を問題としてとりあげていたCDUのシュパーンは、『ツァイト』という著名な週刊新聞に寄稿した文章の中で次のように書いている。

ある国の国民になるといふことは、単にパスポートやいくばくかの権利を得ること以上の意味がある。国籍とは国家の民（Staatsvolk）と社会に対し、その全ての原理と基礎、その価値と文化も含めて帰属することを表現する、最も至高で正式な形態である。（中略）ドイツ人になろうとする者は2016年のドイツだけでなく、禍福を伴う波乱に富んだわれわれの歴史に対しても支持を表明し、その責任を引き受けることになる。（中略）国籍選択義務は成人した若者に1つの決断を求めるものだ。（中略）ただ1つ、われわれが期待することができ、また期待しなければならないのは、意識的な決断である。それは排除を意味するものではない。逆にそれは、自分が成長し、能力を育ててきた国に対し、意識的に向き合い、望むらくはイエスと決断することへの要請にかかわることなのである。（中略）ニューヨークではチャイナタウンやリトルイタリーがある。私がそこにいると、確かに中国やナポリにいるような感覚を覚える。しかし、そこに生活し自分たちの文化を大切にしている彼らに、アメリカ人であるかどうかを尋ねならば、明確にイエスという答えが返ってくるだろう。私たちはなぜ、これをドイツでつぐめないのか？⁷¹

やや長めに引用したが、このシュパーンの文章は現在の若手保守派の意見を代表するものとして興味深いものがある。ここで強調しておきたいのは、シュパーンもまた、民族的・文化的出自ではなく、国家や国民に帰属することの「意志」や「意識的決断」を重視していることである。後半で彼がアメリカをモデルとして取り上げていることからわかる通り、彼の国民理解は決して「エスニック」なものではなく「シヴィック」であり、社会のエスニックな多様性も認めている。しかし多様性には一つの重要な限界がある。それは国家と国民の「原理と基礎、価値と文化」に対する「帰属の意志」を共有するということである。その「コミュニタリアン」な国民帰属の観念は、シュパーンのこの発言の中によく表現されている。

シュパーンよりやや上の世代に属するCDU中堅の政治家ノルベルト・レットゲンも重国籍を問題視し、国籍選択義務の復活を訴えていた。エルドアンの選挙キャンペーンが話題になっていた2017年3月に、レットゲンはラジオ放送でのインタビューで次のように語っているが、そこでの彼の国籍に関する理解もやはり「シヴィック」で「コミュニタリアン」である。

⁷¹ Jens Spahn, “Doppelte Staatsbürgerschaft. Doppelt hält schlechter,” *Die Zeit*, 2016/8/25

彼ら（ドイツに生まれたトルコ人の子供たち——引用者注）がもう子供ではなく、大人になったのならば決断しなければならない。そこで私たちは、彼らがドイツ国民になることを望む。しかしいわゆる「二重の国民」になることは望まない。（中略）私たちは、この国家に対する決断を求めなければならない。それは単にここで生活することだけでなく、この国家のために全ての権利と義務とともに生きることを意味するのである。それはまた、今回のトルコでの展開から得られる教訓でもあると思う。⁷²

国家と国民は「権利と義務」によって結ばれているというレットゲンの見方は典型的な「シヴィック」な国民理解と言えるが、またレットゲンは国民に「国家に対する決断」を求め、国家への帰属（つまり「国民」であること）は「二重」ではありえないと主張する。この部分は「コミュニタリアン」な理解が表明されているところである。

このような国民理解は、CDU党大会で決議された選択義務復活を認めなかった当時の内相トーマス・デメジエールや党幹事長ペーター・タウバーにも共有されたものだった。デメジエールは、「当然われわれの現行法は、ドイツ人になりたい者は誰もがそのために元の国籍を放棄しなければならないという前提から出発している。忠誠心や真の帰属感情は任意に分割できるものではないのだから、それは正しいことだし、将来もそうでなければならない」と述べ、重国籍が回避されるべきであるという原則をあらためて強調している。そのような見方からすれば、出生地主義で重国籍となった外国人の子供の一部に無期限で重国籍を認めるという現行の制度は、あくまでも例外を認めたものに過ぎないのである。

他方、タウバーは連邦議会で次のように述べ、重国籍問題を部分的に相対化している。

決定的に重要なことは、この国およびその価値と信念に対する支持表明です。また、その歴史と黒赤金（ドイツ国旗の色——引用者注）に対する支持表明です。それゆえ誰もが2つのパスポートを持てるのかいなかという問いだけでは十分ではありません。人はどう感じているのかを問わなければなりません。（2016年12月16日の連邦議会での発言）⁷³

ドイツ国家の「価値や信念に対する意志表明」が重要だとしても、それは国籍だけで測れるものではない。実際に人がこの国に「どう感じているのか」が問題である、というタウバーのが議論である。そのため選択義務を復活して重国籍者の発生を回避したとしても、当該の人々の「意志表明」にそれほど大きな影響は及ぼさないだろうということになる。だが、ここでも国家に対する

⁷² “CDU-Außenpolitiker Röttgen. „Wenn diese Wahl Schiefgeht, sind wir jenseits des Abgrunds “”, Deutschlandfunk, 2017/4/23 (https://www.deutschlandfunk.de/cdu-aussenpolitiker-roettgen-wenn-diese-wahl-schiefgeht.868.de.html?dram:article_id=384405, 2019年12月28日閲覧)

⁷³ *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll*, 18/210: 214.

「意志表明」を重視する国民理解は前提とされている。

このように、2016年から2017年にかけての重国籍をめぐる論争の再燃は、CDU、CSUの保守派の政治家たちの間で「シヴィック」で「コミュニタリアン」な国民の自己理解を明確化し、それを再確認することに寄与した。それはドイツに住む移民や難民たち、また彼らの子供たちが「統合」されるべき「国民」のあるべき姿を表現するものだった。それは、単に移民・難民たちを平等な権利を持つ「市民」として受け入れ、その文化的差異を承認するだけの「リベラル」な帰属観念とは対立するものだった。権利も差異への寛容も、「自由で民主的な基本価値」という「共通善」へのコミットメントを共有した上でのものであるというのが、保守派が考える「国民」の条件だった。

だが、このような「シヴィック」で「コミュニタリアン」な国民の観念だけで、ドイツ社会を「統合」できるのか。実のところそれだけでは不十分ではないかということが、保守派の間では広く認識されていた。それは、「自由で民主的な基本価値」へのコミットメントだけで移民や難民をドイツ社会の生活習慣やルールに統合できるのかという問題である。先に引用したシュパーンやタウバーの発言のなかにも「文化」や「歴史」という言葉が「この国の価値」とともに並べられていた。そこでいう「文化」や「歴史」は、おそらく「自由で民主的な基本価値」だけでは把握しきれないものである。たしかに「自由で民主的な基本価値」にも歴史がある。しかし、それは西洋史全体に関わる歴史であり、西洋文明という意味での「文化」である。それはドイツ固有の「文化」や「歴史」とは異なる。ドイツを他のネーション（特に他のヨーロッパのネーション）と区別するのは、ドイツ固有の「文化」や「歴史」であり、「自由」や「民主主義」という「シヴィック」な観念だけにそれを求めるのは難しい。

これまでCDUやCSUの政治家たち（また保守系の言論人たち）は、「ドイツの主導文化(Leitkultur)」という概念を用いてドイツ人固有の「文化」のあり方について語ってきた。しかし、「リベラル」なドイツ社会を構想する人々は、この概念を「自民族中心的」として批判してきた。2017年の重国籍論争の最中にも、この「主導文化」の概念が取り上げられ、論争の対象となったのである。

以下では、2017年の「主導文化」論争のなかで表明されていた国民の観念について検討してみよう。

3-7. 「主導文化」をめぐる —— 「シヴィック」な国民理解の限界 ——

「主導文化」という概念は、新しい国籍法が施行され、シュレーダー首相の「グリーンカード」構想が出されて、ドイツが公式に「移民国」へと転換を始めた2000年の10月、当時のCDU幹事長フリードリヒ・メルツが『ヴェルト』紙の記事で取り上げて以来、ドイツで広く知られるようになった⁷⁴。この概念は、それまで「ドイツは移民国ではない」として移民統合について明確な方針を取ってこなかったCDUにとって、新たな移民統合政策の原理や指針となる考え方としてメルツが提起したものである。移民統合の指針となる考え方としては、それまで「多文化社会」という概念があり、緑の党やSPDの一部など主に左派やリベラルな勢力によって頻繁に用いられてきた⁷⁵。

「主導文化」は、この概念に対抗する保守側からの概念として打ち出されたものだった。それは左派・リベラルの側からは厳しく批判された一方で、保守の側からは肯定的に受けとめられてきた。

重国籍論争の最中の2017年4月、この曰く付きの概念について内務大臣のデメジエールが突如、ヨーロッパ最大の購読者数を持つ大衆紙『ビルト』に寄稿した記事のなかで論じたのである。その記事は「私たちはブルカではない」とセンセーショナルなタイトル共に『ビルト日曜版』の一面で大々的に取り上げられた(図2)⁷⁶。

デメジエールの文章は、国民の自己理解にとって最も根本的な問いかけから始められている。

われわれは誰なのか？ われわれは誰になりたいのか？ 社会として。国民として。この問いを立てるのは容易だが、答えるのは難しい。

これはドイツ国民の「アイデンティティ」についての問いである。デメジエールはそれに答えるのは「難しい」としながら、誰からも異論の出ない明らかなことがあるとして、以下のように述べる。

すなわち、われわれが基本権と基本法を尊重していること。われわれが民主的な法治国家であること。われわれが同じ言葉話し、われわれの公用語がドイツ語であること。これら全てを一言で表現する言葉がある。それが「憲法愛国主義」。良い言葉だ。

「憲法愛国主義」はかつて哲学者ハーバーマスが用いた有名な言葉である。現在この言葉は、保

⁷⁴ Friedrich Merz, “Einwanderung und Identität,” *Welt*, 2000/10/25 (<https://www.welt.de/print-welt/article540438/Einwanderung-und-Identitaet.html>, 2019年12月28日閲覧)。「主導文化」という概念を初めて用いたのは、シリア出身の政治学者バッサム・ティビである。しかしそれは「ヨーロッパの主導文化」という形においてであった。それをメルツは「自由なドイツの主導文化」という形で用いたのでのである。「主導文化」の概念については佐藤「「統合の国」ドイツの統合論争」175-178頁を参照せよ。またより詳細な解説として Hartwig Pautz, *Die deutsche Leitkultur: Eine Identitätsdebatte* (ibidem Verlag, 2005) がある。

⁷⁵ 「多文化社会 (multikulturelle Gesellschaft)」という概念は、1980年代から90年代にかけて「外国人市民との共存」のための概念として広く用いられた。しかしそのスノッパな理想主義は、保守の側からしばしば「マルチカルティ (Multikulti)」という軽薄な言葉で揶揄された。「多文化社会」をめぐる論争については Susanne Frank, *Staatsräson, Moral und Interesse. Die Diskussion um die „Multikulturelle Gesellschaft“ 1980-1993* (Lambertus, 1995) を参照せよ。

⁷⁶ 2017年4月30日刊の『ビルト日曜版』(*Bild am Sonntag*) での記事。この記事はオンライン (bild.de) で閲覧できる。“Leitkultur für Deutschland, was ist das eigentlich? „Wir sind nicht Burka“”, *Bild*, 2017/4/29 (<https://www.bild.de/politik/inland/thomas-de-maiziere/leitkultur-fuer-deutschland-51509022.bild.html>, 2019年12月29日閲覧)

図2 「われわれはブルカではない」(2017年4月30日『ビルト』紙日曜版1面)



(出典：<https://www.bento.de/today/leitkultur-von-thomas-de-maiziere-wir-haetten-danoch-ein-paar-fragen-a-00000000-0003-0001-0000-000001337946>, 2019年12月26日閲覧)

守派の政治家にまで用いられるようになってきているが、デメジエールもここでこれを「ドイツ国民とは誰なのか」という問いに対する有力な答えを包括する概念としてあげているのである。本論文でこれまで用いてきた概念で言えば、それは「シヴィック」な国民の自己理解のパターンである。

だがデメジエールは、「憲法愛国主義」を肯定しながらも「これで全てだろうか」と問いかける。ドイツ国民を結びつけ、しかもそれを他の国民から区別するにはそれ以上の何かが必要なのではないか。デメジエールによれば、それこそが「主導文化」なのである。

民主主義、憲法の尊重、人間の尊厳は西洋社会全てにおいて価値がある。私はそれ以上のものがあると思う。「ドイツにとっての主導文化」というものがあるのだ。(中略) 言語、憲法、基本権の尊重以外に、われわれを奥底で結びつけ、われわれを形づくり、われわれを他から区別している何かがある。「主導文化」の概念は良いものであり、私はそれを維持していきたい。

「主導文化」とは、自由、民主主義、人権といった普遍主義的な「憲法愛国主義」の原理（つまり「シヴィック」な原理）には還元しきれない、ドイツ社会の習慣や伝統に根ざした、ドイツ固有の文化として想念されている。それをデメジエールは、移民統合の「基準 (Rechtschnur)」であると位置づけている。

では、「ドイツにとっての主導文化」とは具体的にどのようなものなのだろうか。それについてデメジエールは次のように説明する。

わが国の中にも様々な違いがある。それは確かだ。しかし、ここで試みられ、適切なものと認められてきた生活習慣 (Lebensgewohnheiten) があり、それが保持されるべき価値があることに、誰が異論を唱えるだろうか。(中略) 国が違えば習慣が違う。他国のある生活習慣が違おうとしても、それは単に違うのであって良いとか悪いとかの問題ではない。生活習慣の混合こそがある国を固有なものにし、それが最終的に文化と名づけられることになる。

国ごとに異なった「生活習慣」がある。それが混合しあって形作られたものが「文化」であり、それがある国をその国に「固有な」ものにしていくというのがデメジエールの見方である。ドイツにおける「生活習慣」のひとつとして、デメジエールは次のようなものをあげる。

われわれが自分の名を告げ、挨拶に際して手を差し出すこと。「顔を見せる」こと。このことはわれわれの民主主義的共存の表現である。日常生活において、会話の際に相手の喜んでいる顔を見るのか、悲しんでいる顔を見るのかはは私たちにとって重要である。われわれは開かれた社会だ。われわれはブルカではない。

デメジエールは「主導文化」の具体的内容を10点列挙する。その一つが挨拶の際に差し出し、顔を見せるということ。他に教育の価値を尊重すること、業績・成果に誇りを持つこと、ドイツの歴史、その文化と哲学、社会の接着剤としての宗教、少数派の保護と寛容、「統一と正義と自由」を奉じる啓蒙化された愛国者であること、西洋の一員であること、共同の追想の場をもつことがあげられている。だがデメジエールは、「主導文化」は法律で定めるようなものではないと言う。それは「われわれドイツ人」を形づくるものとして「伝えられなければならない」とされる。

デメジエールの『ビルト』紙上での大胆な問題提起(これまでここまで明確に「主導文化」の内容に踏み込んだ議論はなかった)は、すぐさま各種メディア上で賛否両論を巻き起こした。その賛否の配置関係は、これまでの「主導文化」論争で繰り返されてきたのと同じ、左派・リベラル対保守という対立関係である。まず、当時のSPD党首のマルティン・シュルツは「主導文化」を憲法的価値だけに限定すべきであり、それ以上に拡大するデメジエールの議論を「まやかし」と批判する。「ドイツの主導文化は自由、公正性、よき共存であり、それは基本法の中にある通りである。(中略) 内務大臣はまやかしの討論を先導してはならない」と彼は語った⁷⁷。

リベラル政党FDPの党首クリスティアン・リントナーは、「主導文化」という概念自体が特定不能な「まやかし」の概念であり、基本法の「リベラル」な基準こそが移民統合の基礎であるとする⁷⁸。

⁷⁷ “Leitkultur-Debatte. “Wer seine Heimat liebt, spaltet sie nicht”,” *Süddeutsche Zeitung*, 2017/5/1 (<https://www.sueddeutsche.de/politik/leitkultur-debatte-wer-seine-heimat-liebt-spaltet-sie-nicht-1.34856666>, 2019年12月29日閲覧)

主導文化への適応の願望はまやかしの論争だ。オペラ劇場とオクトーバー・フェストの間に、この主導文化はどう正確に位置付けられるのか。グリル・ソーセージ、ゲーテ、射撃祭に主導文化はない。基本法のリベラルさが基礎である。それが移民を統合する、拘束力をもった指針になる。同時に反動的な勢力に対する歯止めになる。⁷⁹

緑の党の当時の党首ジモーネ・ペーターは、「文化」は絶えず変化しているため特定は困難であり、にもかかわらず「主導文化」を求める議論は「文化保護主義」であると主張する。彼女にとって（また緑の党にとって）現在重要なことは、戦争や迫害からドイツへと逃れてきた、多様な文化出自を持つ難民から「市民を作り出す」ことであり、そのために「ドイツの主導文化」なる概念は何ら有効性を持たないとされる。

近代的移民社会は多様なアイデンティティと生活理念によって生かされている。われわれの文化（言語、習慣、慣行、価値という意味で）は絶えず変化している。そこで「ドイツの主導文化」なる国民文化の教義をいかにして求めることができるのだろうか。何によってそれを査定するのだろうか。（中略）われわれの目的は、戦争や迫害から逃れてきた人々から市民を作り出すことでなければならない。それがわれわれに求められているのであり、そのためにわれわれは働かなければならないのであって、「主導文化」という名の文化保護主義のためにはない。⁸⁰

これらのデメジエール批判が共通しているのは、自由、民主主義、基本権、寛容といった「シヴィック」で「リベラル」な基準だけで移民・難民の統合（あるいは、彼らを「市民」へと作り上げること）が可能であると言う主張である。それを超えてドイツ固有の伝統や生活習慣の領域に立ち入るのはナンセンスであると見なされている。

90歳になったハーバーマスもこの論争に直ちに参戦し、デメジエールを批判している。彼もまたリベラルな基本法と主導文化概念は両立しないと述べている。

基本法のリベラルな解釈はドイツの主導文化の宣伝とは両立しない。リベラルな憲法は、その国に伝統的な多数派の文化が、すべての市民に等しく入手可能で、等しく期待されている政治

⁷⁸ リントナーは約1年後の2018年5月14日付のツイッターにあげた動画のなかで、多様な文化、宗教、出自をもつ人々が共存するための解決策は「主導文化ではなく法治国家性（Rechtsstaatlichkeit）」であるとも述べている。（https://twitter.com/c_lindner/status/995608572116525061, 2019年12月29日閲覧）。

⁷⁹ “Braucht Deutschland eine Leitkultur? Und wenn ja, welche?,” *Focus*, 19 (2017/5/6).

⁸⁰ “Debatte um Leitkultur. „Kultur bedeutet Veränderung “,” *Cicero*, 2017/5/7 (<https://www.cicero.de/innenpolitik/leitkultur-debatte-kultur-bedeutet-veraenderung>, 2019年12月29日閲覧)

文化から分化していることを必要としている。その中核は憲法それ自体である。必要な場合は、少数派が文化的権利を求めることができる。その権利は彼らに、共通の政治文化の枠組みの中で自分たちの生活様式の誠実性 (Integrität) を守ることを認めるものである。例えばどのムリム女性もデメジエール氏に手を差し出すことを強要されるものではない。⁸¹

「憲法それ自体」に「中核」を求めるハーバーマスの理解もまた「シヴィック」で「リベラル」な「市民の共同体」としての帰属観念を共有している。しかし彼が前出の政治家たちの議論と異なるのは、憲法的な原則が「共通の政治文化の枠組み」の中で作用しているということ把握している点である。それは「リベラル」な憲法の原則それ自体が正当化されるには、それを超えた何らかの文化的枠組みが必要であるというハーバーマスの見解から来るものである。だが、その「共通の政治文化」はデメジエールの言うドイツ固有の「主導文化」ではない、より普遍性を持った枠組みでなければならない。

他方、CDUとCSUの政治家のほとんどがデメジエールを支持した。彼らはドイツ社会を結びつけるためには基本法の「リベラル」な原則だけでは不十分であること、それ以上の何か（何らかの文化的枠組み）が必要であることにおいてデメジエールの見解と一致していた。例えば、CDU党首代理のアルミン・ラシェットは次のように主張している。

われわれは法律以上のものを必要としている。われわれは、われわれの社会の結びつきのため、基本法を超えた特定の諸原則が必要なのである。私は、われわれがこの種の価値について絶えず討議していく必要があると思う。⁸²

この諸原則は移民や難民にとってのみならず、原住ドイツ人の間でさえもはや自明なものではない。だからこそ「絶えず討議していく」べきだとラシェットは述べるのである。

2016年に重国籍論争のきっかけをつくったシュパーンは、移民が多くなり社会がより多様になっているからこそ、基本法だけでなく「主導文化」が必要であると主張し、それについてラシェットよりも具体的に述べている。

移民と社会の開放によりわれわれは多様になっている。そのため、われわれはそれを一つにまとめる接着剤としての主導文化が必要なのだ。(中略) 基本法は基本だ。しかしそれだけでは

⁸¹ “Keine Muslima muss Herrn de Maizière die Hand geben”, RP Online, 2017/5/3 (https://rp-online.de/politik/deutschland/leitkultur-das-sagt-juergen-habermas-zur-debatte_aid-17919711, 2019年12月29日閲覧)

⁸² “Werte immer wieder neu diskutieren”, Bayern 2, 2017/5/2 (<https://www.br.de/nachrichten/deutschland-welt/werte-immer-wieder-neu-diskutieren,6cr3ge1p6cuk8e1p64w3jdhm74wk4>, 2019年12月29日閲覧)

立ち行かない。われわれのドイツ語、われわれの音楽、われわれの伝統と祝日、歴史に対するわれわれの対処の仕方、マッチョ文化ではなく女性の尊重などなど、これらの全てが、またそれ以上の多くのものがドイツの主導文化である。⁸³

シュパーンのあげる事例はデメジエールの「テーゼ」とは異なっている。ドイツ語、音楽（クラシック音楽のことだろうか?）、伝統（カーニバルやお祭りのことか?）と祝日（大半がキリスト教の行事に関連している）、歴史に対する対処の仕方（おそらくナチスの過去をめぐる問題）、そして女性の尊重（イスラム圏の「マッチョ文化」との対比で指摘されているのだろう）などが「主導文化」を構成するとされる。どれも法律では明文化できない「生活習慣」に関わるものである。

CSUのクリスチアン・シュミットは、「男女の同権」という基本法上の基本権に加え、日常生活における「年間のリズム」に言及している。

誰もがクリスマス・ツリーを立てなければならないわけではない。だが、われわれの年間のリズムがキリスト教の祝日によって形づくられていることを理解し、受け入れることは求められなければならない。男女の同権も同様である。そのように生活する意志のない者は、われわれのもとで故郷として慣れ親しむことはないだろう。⁸⁴

もちろんキリスト教の伝統的祝日（イースターやクリスマスなど）によって形作られた年間のリズムが「主導文化」のすべてでないにしても、それがドイツでの社会生活の年間の時間的枠組みを形成していることは確かだろう。このリズムを皆一緒に守って生活することが、ドイツ社会の繋がりにとって重要であるというのが、ここでの主張である。

このように「主導文化」は、憲法や法律に明記されない、ドイツ社会に固有の歴史意識や文化、生活習慣や規範を包括的に表現する概念として用いられている。その実質的内容は明確ではないにしても、ドイツ社会に共有され、人々の日常生活を「導く (leiten)」不文律のようなものであろう。

この概念が、重国籍者の国籍選択義務が論争のテーマになっている最中にデメジエール内相によって取り上げられてことに注意すべきであろう。デメジエールは、国籍選択義務復活を求めたCDUの党大会決議に反対していた。彼は、出生地主義により重国籍となった外国人の子供の重国籍を無期限で認める現行の制度を認めつつ、移民を統合する原則として「主導文化」の必要性を訴えたのである。

⁸³ “CDU-Unterstützung für Leitkultur-Vorstoß. “Wer zu uns kommt, muss sich anpassen,“” Spiegel online, 2017/5/2 (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/leitkultur-cdu-politiker-staerken-thomas-de-maiziere-den-ruecken-a-1145607.html>, 2019年12月29日閲覧)

⁸⁴ “Merheit hält deutsche Leitkultur für notwendig,” *Frankfurter Allgemeine*, 2017/5/5 (<https://www.faz.net/-gpg-8xivy>, 2017年12月29日閲覧)

「主導文化」という概念に対し、国民の大半も肯定的である。インザ（INSA）という世論調査機関がデメジエールの記事が発表された直後に行った調査によれば、「ドイツは主導文化を必要とするか」という問いに52.5%が賛成し、25.3%が反対している。賛成は反対の二倍以上に及ぶ。また、イギリスのユーガヴ（YouGov）が2017年1月に行った調査では、「ドイツにおける共同生活を描写するものとして「主導文化」という概念があるべきか」という問いに対し、肯定するものが50%、否定するものが25%という結果が出ている。この数字はインザのものとはほぼ同じである。このようにデメジエールの問題提起は、左派・リベラルの人々から厳しい批判を受けながらも、「指導文化」という概念がドイツ社会にかなり広く受け入れられていることを示したのもであった。

3-8. 2019年6月の国籍法改定と「主導文化条項」

その後、2019年6月の国籍法改定で、第10条での権利帰化の条件の一つに「ドイツの生活環境（deutsche Lebensverhältnisse）への順応、特にドイツの生活環境への順応、特に複数の配偶者と同時に婚姻関係にないこと」という項目が新たに追加されることになった。これは2018年5月29日の連邦行政裁判所の判決が、現行法が国外で複数の配偶者と婚姻関係を結んでいる人間に帰化の可能性を閉ざしていない点を指摘したことを受けた法改正であり⁸⁵、「主導文化」論争とは直接の関係はなかった。だが、「ドイツの生活環境への順応」という言葉が用いられていたことから、この条項はメディアなどで「主導文化条項」という名で呼ばれることになった⁸⁶。連邦議会でも野党の左翼党や緑の党から厳しい批判を受けた。左翼党のウラ・イエルプケは「その背後に、ドイツ主導文化という堪え難いイデオロギーが潜んでいる」と指摘している。また、緑の党のフィリツ・ポラートは、「ドイツ文化共同体への順応」を求めるこの条項を「国籍法の主導文化原則」と呼び、これによって「帰化の際、多数派がその文化的観念を少数派に押し付け、市民としての地位を拒否することができる」と批判している。複数婚はドイツの法律で禁止されており、それ自体を支持する意見は出されていないが、この文脈で「ドイツの生活環境」という「主導文化」を連想させる概念が用いられていることが問題にされたのである⁸⁷。

だが、CSUのミヒャエル・クファーは「ドイツ国籍の申請者に、国籍の獲得を可能にするための前提となる中心的な社会的諸価値について明らかにすることは、良いことだし、正しいことなのだ」と述べて、国籍法改定の正当性を主張していた。他方、SPDは連邦行政裁判所の判決を受けて、第9条で用いられていた概念を第10条で用いただけであり、「主導文化」とは関係のない法技術的

⁸⁵ *Deutscher Bundestag, Drucksache* 19/10518. 「ドイツの生活環境への順応」という概念は、以前から「ドイツ人の配偶者あるいはパートナー」の帰化の条件を定めた第9条で使われていたが、これは8年の滞在という一般の権利帰化の条件の代わりとして定められていたものである。

⁸⁶ Ferda Ataman, “Einbürgerung. Deutsche Pässe nur noch für artige Ausländer,” *Spiegel online*, 2019-6-27 (<https://www.spiegel.de/kultur/gesellschaft/einbuengerung-paesse-nur-noch-fuer-artige-auslaender-kolumne-a-1274393.html>, 2019年12月29日閲覧)

⁸⁷ *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll*, 19/107 (2019年6月27日) : 13217, 13219.

な改定であるとして、この改定を認めていた。SPDのエファ・ヘーグルは「ドイツの生活環境への順応」という条項について、「主導文化に関する試験なのではなく法律上のチェックなのである」と述べている。クファーの「中心的社会的諸価値」という表現には、そこに憲法上の価値以外の「ドイツの主導文化」を読み込もうとする思惑が垣間見えるが、ヘーグルの理解では、それは単に法律上の確認事項の一つなのである。

どのような解釈をするにせよ、国籍法第10条の権利帰化の条件のひとつとして、単に外国で複数の婚姻関係を結んでいるという特定可能な事実だけでなく、「ドイツの生活環境への順応」という曖昧で一般的な（つまり広く解釈可能な）文言が盛り込まれたことの歴史的意味は大きい。1999年以来、権利帰化の条件とされてきた「基本法の自由で民主的な基本秩序への意志表明」とい「シヴィック」な条件に並んで、「ドイツの生活環境」という「エスノ文化的」な条件が追加されたのである。ドイツ社会をまとめる原理として、憲法以上の「生活習慣」が必要であるとする保守派の政治家の見解は、この国籍法改定でその一部が法制化されたというべきであろう。

3-9. 「エスノ伝統主義」的な国民の観念

3-6.では、重国籍をめぐる論争と並行して「主導文化」をめぐる論争が発生していたことに注目した。「主導文化」の論争は、国籍選択義務の復活というCDUの党基盤から発せられた要求を、SPDとの連立政権を維持するという政治的理由から受け入れなかった内務大臣のデメジエールによって提起されたものであった。それは、移民を「国民」へと統合する原理として、重国籍論争のなかで主張されていた「自由で民主的な憲法的価値への意志表明」という「シヴィック」で「コミュニタリアン」な帰属観では不十分であるという保守派の共有する認識に訴えたものであった。憲法に規定された原理だけではない、ドイツ社会に根付いた明文化されない「生活習慣」に適合すること。これがドイツ社会において「ドイツ国民」として生活するためには必要である。これが「主導文化」を支持する人々の考え方であった。世論調査の結果を見ると、ドイツ市民の半分以上がこの考え方を支持していた。

左派やリベラル派の人々からは、「主導文化」の概念は自民族中心主義的でナチス時代を想起させるものとして批判されてきた⁸⁹。だが、「主導文化」概念はかつての「エスニック」な国民理解への回帰なのであろうか。国籍法が改定された後もなお、国籍の「リベラル化」に順応できない保守派が「血統共同体」の理念を持ち出したのだろうか。

論争の中で語られている「主導文化」の概念を検討すると、それは決して「エスニック」なものではないことがわかる。なぜなら、そこには「ドイツ人の血統」を意味するような概念が用いられているわけではないからである。繰り返し語られているのは、ドイツ社会に固有の生活習慣や伝統である。「血統」が基準であれば、「血統」が違う人間は国民の候補から排除される。国民の範囲は

⁸⁸ *Ibid.*: 13213, 13215.

⁸⁹ David Art, *The Politics of the Nazi Past in Germany and Austria*, Cambridge University Press, 2006: 94.

「血統」によって限定されており、それによって結ばれた共同体から拡張されることはない。しかし、生活習慣や伝統はそれとは違う。生活習慣や伝統であれば、時間はかかるかもしれないが、「血統」を異にする人でもそれに適合することが可能である。「主導文化」を主張している人々は、決して他国から来た移民や難民がドイツ国民に包摂されることに反対してはいない。CDUのシュパーンなどは多様な出自を持つ人々から成るアメリカ社会をモデルにさえしていた。ただしドイツ国民になるには、ドイツ社会の「主導文化」に適合することが条件とされた。

このような国民の観念をどう理解すればよいだろうか。「シヴィック」ではないが、狭い意味で「エスニック」ではない。ここではイギリスの社会学者エリック・カウフマンにならって、それを「エスノ伝統主義 (ethno-traditionalism)」という概念で捉えることにしたい⁹⁰。カウフマンは、その国のエスニックな多数派の伝統文化の継承（例えば、アメリカであればWASPの文化）によって成立するネーションの観念を「エスノ伝統主義」という言葉で呼んでいる。それは、法の下の平等な「市民」の共同体としての「シヴィック」なネーションよりは閉鎖的だが、完全に外部に対して閉じているわけではない。マジョリティの文化に身を付け、それに同一化していれば、移民を含めたマイノリティの人々も国民へと包摂されることが可能となる。マイノリティは確かに「エスニック・マジョリティのメンバーではない、しかし伝統的なエスニック・マジョリティの構成要素にアタッチメントを持つことで国民 (nation) のメンバーになる」⁹¹。ドイツにおいて提起されている「主導文化」の概念は、まさにドイツの「エスニック・マジョリティ」（つまり白人からなる「ドイツ民族」を構成しているドイツの原住者）の文化を、保守派の人々が言語化したものと言えるだろう。また、ドイツ市民の多く（決して「エスニック・マジョリティ」だけに限らないだろう）もその観念を受け入れている。

重国籍をめぐる論争は、「リベラル」対「コミュニタリアン」という二つの異なる「シヴィック」な国民理解の対立として展開されていたが、そこに「主導文化」をめぐる「シヴィック」対「エスノ伝統主義」という対立が重なり合った。重国籍の原則容認に対しては、「コミュニタリアン」な国民の自己理解が「エスノ伝統主義」な自己理解と連携することで抵抗ヘーメントを形成したと考えることができるだろう。国籍選択義務の復活に同意するにせよ、しないにせよ、重国籍回避を原則とする立場（これはデメジエールも共有している）はこの二つの国民理解と結びつくことによって正当性を得たのである。

最後に残った問いは、果たしてドイツにおいて狭い意味での「エスニック」な自己理解は消滅し

⁹⁰ Eric, Kaufmann, *Whiteshift: Populism, Immigration and the Future of White Majorities*. Penguin, 2018; Eric Kaufmann, "Ethno-traditional nationalism and the challenge of immigration," *Nations and Nationalism* 25 (2), 2019: 435-448. カウフマンはスミスの「エスニック・ネーション」の概念を発展させ、狭い意味での「エスニック・ネーション」と区別して「エスノ伝統主義的ネーション」の概念を提起している。それに対し、本論文の以下で論じる「エスノ血統主義」というネーション概念は、カウフマンの言う「エスニック・ネーション」にはほぼ相当するものである。

⁹¹ Kaufmann, *Whiteshift*: 11 (傍点による強調は原著者のもの)。

たのかという問題である。生活習慣や伝統文化と異なり、後天的に変更不可能なエスニックな「血統」を通じて形成される「血統共同体」としての自己理解のことを、ここでは「エスノ伝統主義」と区別して「エスノ血統主義 (ethno-descentism)」と呼ぶことにしよう。生物学的な「人種」概念に基づく自己理解 (古典的なレイシズム) はこの中に入るが、戦後のヨーロッパではナチスを連想させる人種概念を政治の場で主張することは困難になっている。それに代わって現れたのが、各民族はみな固有の不変な「本質」を持って存在しているとする「エスノ多元主義 (Ethnopluralismus)」という考え方である⁹²。これは1970年代にフランスで起こった「新右翼」の思想のなかで生まれ、その後ドイツにも広まったものである。この考え方によれば、各民族はその固有な本質において同質でなければならず、そのため民族相互に融合することは避けねばならない。そのため、移民の受け入れも、統合政策も否定されることになる。「人種」の代わりに「文化」という概念が多様されるが、「文化」は「血統」を通じて継承される (よって民族的出自の異なる移民には適応不可能) とされるので、実質上人種概念とほとんど違いはないため「人種なきレイシズム」などとも呼ばれる。

エスノ多元主義の影響は極右政党のNPD (ドイツ国民民主党) にも及んでいる⁹³。例えば2010年のNPDの党綱領は「ドイツ人と異民族の人々は必然的に敵対的になる。(中略) よってNPDは今この国で生活している外国人の帰国の合法的ルールを求める」と述べてドイツ人と移民との共存の可能性さえ認めない。また、移民の統合政策を「ジェノサイド」と同義 (他の民族の文化を喪失させるから) だとしてその停止を求め、「ドイツ民族の実質を保持」すべきであるとしている。さらに「大量の帰化によってドイツ国籍が弱体化し、ドイツ民族の生存権が疑問視されている」として血統主義の国籍法の再導入を主張している⁹⁴。典型的な「エスノ血統主義」的な国民概念が表明されているといえよう。しかしNPDは、前回の連邦議会で得票率が0.4%程度の泡沫政党に終わってい

⁹² Richard Stöss, *Rechtsextremismus im Wandel*, Friedrich Ebert Stiftung, 2010: 43-45. また、新右翼と「エスノ多元主義」について、新右翼の研究者フォルカー・ヴァイスは「ヨーロッパのレイシズムを特徴づけてきた白人の優越という伝統的教義は、先祖伝来の生活圏に住む同質的な諸民族は皆同等の価値をもつと宣伝する「エスノ多元主義」という新しい概念に取って代わられた」と述べている (Volker Weiß, *Die autoritäre Revolte. Die Neue Rechte und der Untergang des Abendlandes*, Klett-Cotta, 2017: 34 (=2019, 長谷川晴生訳『ドイツの新右翼』新泉社: 41), 訳文は変更した)。

⁹³ ドイツの極右研究では、伝統的に継承された文化の概念 («エスノ伝統主義」と、血統によって継承された原初的エスニシティの概念 («エスノ血統主義」) を混同する傾向が強い。例えば、右翼研究の第一人者アレクサンダー・ホイスラーも「民族・人種 (völkisch-rassistisch) および文化に由来するナショナリズムが極右の世界観の中核を特徴づける」と述べ、「民族・人種」と「文化」とを一括りにしている (Alexander Häusler, “Themen der Rechten,” in Fabian Virchow u.a. (Hrsg.), *Handbuch Rechtsextremismus*, Springer, 2016: 138)。この見方からすると、CDDやCSUが主張する「主導文化」の概念もまた、「極右」の世界観の範疇のなかに入れられてしまう可能性がある。

⁹⁴ *Arbeit. Familie. Vaterland. Das Parteiprogramm der Nationaldemokratischen Partei Deutschland (NPD), Beschlossen auf dem Bundesparteitag am 4./5.6.2010 in Bamberg*: 12-13.

る。

最近勢力を伸張させ、連邦議会にも進出した右翼ポピュリスト政党AfDは、極右団体のメンバーであった者を黨員として認めないという公式のルールがあるものの、黨員のなかに極右や新右翼の団体と関係の深い人間が含まれていることが知られている⁹⁵。また党の基本綱領（2016年）に書かれている「先住者人口の出生率を高め」、「大量移民ではなくより多くの子供たちを」増やすことで人口問題を解決しようという家族政策の方針に、移民受け入れに反対する「エスノ血統主義」に志向した姿勢が見て取れる。だが極右や新右翼とは異なり、AfDは移民の統合の可能性それ自体を否定しているわけではない。移民がドイツ社会に統合するために、AfDはドイツ語の習熟、ドイツの法秩序・社会秩序の肯定、生活を維持できるだけの収入を求めている。国籍法に関して血統主義の復活と権利帰化の廃止も主張しているが、出自の違う人間に対して完全に閉鎖的であるわけではない。国籍は「言語と文化と不可分に結びついている」とされ、国籍の取得は「統合の最終結果」だとしている⁹⁶。そこに示されているのは、極めて厳しい「エスノ伝統主義」的な「統合」の基準である⁹⁷。

このように生物学的「血統」に基づく「エスノ血統主義」は、急進的右派（極右、新右翼、AfDの一部）において依然として支持されている。だが、その影響力は現在拡大しているとはいえ、いまだ急進的右派の考え方はドイツ政治のメインストリームにはなっていない。また、彼らの争点は重国籍よりもすでに導入されて久しい出生地主義の廃止や、現在進行中の統合政策それ自体の可否である⁹⁸。その意味で、重国籍容認に抵抗するモーメントとして「エスノ血統主義」的な国民の自己理解が一定の役割を果たしているとは言い難いであろう。

⁹⁵ Armin Pfahl-Traugber, *Die AfD und der Rechtsexremismus. Eine Analyse aus politikwissenschaftlicher Perspektive*, Springer, 2019.

⁹⁶ Alternative für Deutschland, *Grundsatzprogramm der Alternative für Deutschland. Leitantrag der Bundesprogrammkommission und des Bundesvorstand. Vorlage zum Bundesparteitag am 30. 04. 2016 / 01. 05. 2016*, Alternative für Deutschland, 2016: 41, 63, 26

⁹⁷ しかしながらAfDの連邦議会議員の一人マルク・ヨンゲンは、『ツァイト』紙のインタビューで「民族のアイデンティティは出自と文化と法的枠組みとなる条件の融合だ。パスポートだけがドイツ人を作るものではありません。それゆえ私たちはAfDとしていわゆる血統原理を再導入することに賛成しているのである」と述べている（“Man macht sich zum Knecht” Interview mit Mark Jongen, *Die Zeit*, 2016/6/9）。つまり、「文化」（「主導文化」への適合）「法的枠組み」（法的地位）と並んで「出自」（「血統」の継承）が「民族のアイデンティティ」の不可欠の一要素と位置付けられているのである。そのため「血統原理の再導入」が必要となる。

⁹⁸ とはいえAfDは、2018年2月に連邦議会において、国籍選択義務の撤廃を求める国籍法改定案を提出している。その内容は2016年CDU党大会の決議と実質上ほぼ同じ内容だった。しかしCDUは、外国人に関する言葉の用法に問題があるとしてこの提案を否決している（*Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll 19/12: 947-958, Deutscher Bundestag, Drucksache 19/86*）

4. 結論

4-1. 重国籍への抵抗と「国民の自己理解」

ここで、本論文でのこれまでの議論を簡単にまとめておこう。

1990年以後、国内の外国人人口が増加するなか、ドイツの国籍法も次第に「リベラル化」し、定住する外国人の国籍取得が容易になっていった。出生地主義を取り入れた1999年の国籍法改定、そして2014年の国籍選択義務制度の廃止は、そのような方向に向けた二つの大きなステップだった。そして、その際に国籍法の「リベラル」な改定に反対する勢力が最大の争点として取り上げたのが重国籍の問題だった。その結果、1999年の国籍法改定の際、SPDと緑の党が第一次案で提案した重国籍の全面的容認は実現されず、出生地主義で重国籍となった外国人の子供には18歳から23歳までの間にどれか一つの国籍を選択する義務が課せられるようになった。その後2014年にこの国籍選択義務制度は廃止されたが、2016年から2017年にかけて、独裁化を進めるエルドアン政権を支持するトルコ系住民が多いことが露わになると、重国籍は彼らの「統合」を阻害する要因として再び問題視され、CDUやCSUの中から国籍選択義務復活を求める声が高まったのである。連邦政府はその声に応じることはなかったものの、「重国籍は回避されるべき」という原則は再確認されることになった。このように重国籍は、国籍法の「リベラル化」に対する抵抗のモーメントを生み出す力の支点として作用した。

本論文では、そのような経緯のなかでドイツ国民の自己理解がどのような役割を果たしていたのかということについて考察した。SPDと緑の党による出生地主義の導入と重国籍の全面的容認を柱にした国籍法改定案は、「法の下において平等な市民の共同体」という「シヴィック」で「リベラル」な国民の自己理解に依拠しながら、国籍を多様な出自の移民を国民に包摂するための前提ととらえていた。それに対してCDUやCSUを中心とした反対派は、「自由で民主的な基本価値」という憲法で定められた連邦共和国の「共通善」に対する一義的な意思表示が保証されないとして重国籍の全般的容認に反対したのである。そこで依拠されていたのは、決してドイツ人の「血統」への信念に基づく「エスニック」な国民の自己理解ではなく、「シヴィック」でかつ「コミュニタリアン」な自己理解であった。国籍を「リベラル化」し、「ドイツ国民」の境界を広げ、ドイツ社会を多様化していくことに対して、それに抵抗して境界を限定し、同質性を維持しようとする運動は、こうした「コミュニタリアン」な「国民の自己理解」を正当性の根拠としていた。

それに加え、国籍法の「リベラル化」はまた、ドイツ社会の共通の文化的枠組みを移民統合の基準としようとする「主導文化」の主張を生み出した。それは、憲法的価値に限定されない、ドイツ社会に根付いた生活習慣やドイツ固有の文化的伝統を意味するものである。重国籍論争が再燃していた2017年4月から5月にかけて、並行して「主導文化」をめぐる論争も再燃した。国籍選択義務を復活し、重国籍を制限しようとするCDUとCSUから発した運動は、「主導文化」論争によって補完されていたと言える。「主導文化」の前提にあるのは、決して「ドイツ人の血統」の継承に基づく狭い意味での「エスニック」な国民理解ではなく、ドイツ固有の生活習慣や文化の継承という

「エスノ伝統主義」的な国民理解である。国籍の「リベラル化」、さらにはドイツ社会の多様化に対する保守派の抵抗を動機づけていたのは、「コミュニタリアン」と共に「エスノ伝統主義」的な国民理解に基づく「国民」の限定化と同質化への願望であった。このような保守派の「コミュニタリアン」ないし「エスノ伝統主義」的な自己理解が一般のドイツ市民の間にもかなり広く受け入れられていることが、世論調査で重国籍に反対する意見、「主導文化」の必要性に同意する意見の割合の多さからうかがい知ることができる。

4.2. 「国民の自己理解」の布置状況 ——二項図式から四項図式へ——

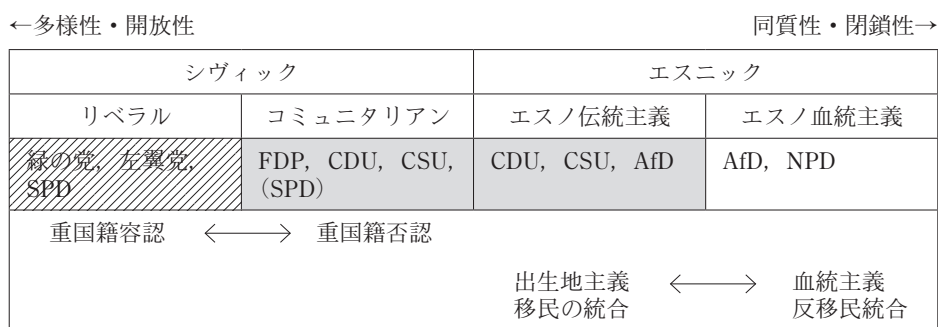
これまでの本論文での考察から、スミスやブルーベーカーらが用いていた「シヴィック／エスニック」という二項対立図式は、現在のドイツの「国民の自己理解」の付置状況を明らかにする分析の枠組みとしては不十分であるということがわかる。この二分法では、ドイツ社会が移民・難民を多く受け入れ、多様化するなか、その「国民」の形を再編成する過程における「国民の自己理解」の対立・連携の関係性を解明するには単純すぎるのである。

例えば本論文では、国籍法の改定をめぐる論争においてそれを推進しようとする左派・リベラル派と阻止しようとする保守派の間で依拠されている国民観念が決して「シヴィック」対「エスニック」ではなく、同じ「シヴィック」の国民観念の「リベラル」な理解と「コミュニタリアン」な理解との対立であることを明らかにした。また、「主導文化」概念を掲げて国籍法の「リベラル化」とドイツ社会の「多文化」化に抵抗する保守派が前提にする国民の観念が、決して「血統」の継承に基づく狭い意味での「エスニック」な（すなわち「エスノ血統主義」的な）ものではなく、ドイツ固有の生活習慣や文化の継承に基づく「エスノ伝統主義」的なものであることを明らかにした。

その結果、ドイツの現在における「国民の自己理解」の布置状況は以下の図3のようになっていることがわかる。「シヴィック／エスニック」の二項対立図式は、四項の概念から成る図式に修正されなければならない。そして、この図式の両翼に向けて反発し合う力学は、一方が「多様性・開放」に、他方が「同質性・閉鎖」に向かうものである。グローバル化が進むとともに国境を超えた移住が日常化していくと、国民国家はその「国民」の境界を開いていくのか、閉じていくのかのジレンマに直面する。その際生じる国内での対立を、このような4つの「国民の自己理解」のパターンによって整理することができるであろう。そこで「多様性」や「開放」をどの程度まで認めるのか、「同質性」や「閉鎖」をどの程度主張するかで、前提とされる国民の観念も異なってくるのである。この四項図式はまた、ドイツ以外の事例でも適用が可能であると思われる。

また、図3で現在のドイツの政党分布を四項の国民概念のパターンごとに整理した。現在「リベラル」な立場を取るのは緑の党、左翼党、SPDだが、本論文の中では具体的に触れなかったが、SPDの中にはコミュニタリアン的な志向を持つ政治家（特に世代が上の政治家）も少なからず見受けられる。そのため「コミュニタリアン」のセルにもカッコで括って記しておいた。FDPは1999年の国籍法改定時に提案した「オプション・モデル」や、現在の党首リントナーの見解に見られるように「シヴィック」で「コミュニタリアン」だが、「主導文化」概念に関しては否定的である。

図3 「国民の自己理解」の布置状況と政党



(出典：筆者作成)

よって「コミュニタリアン」のセルに記した。それに対し、CDUとCSUという二つの保守政党は「コミュニタリアン」と「エスノ伝統主義」の二つのセルに跨っている。CSUの方がCDUより「エスノ伝統主義」に傾斜しているが、そのニュアンスは政治家によって異なる（例えば、現在のメルケル首相は「シヴィック」で「コミュニタリアン」の傾向が強いと思われる）。AfDは本論内でも多少言及したように、「エスノ伝統主義」と「エスノ血統主義」の二つの要素が混在している。AfDが「レイシスト」「ナチ的」と批判される場合にはその「エスノ血統主義」な側面が強調されるが、その見方はAfD全体を捉えていない。

重国籍をめぐる論争は、「リベラル」対「コミュニタリアン」＋「エスノ伝統主義」という対立がその対立の「前線」である。「リベラル」が重国籍を全面的に容認するという立場をとるのに対し、「コミュニタリアン」より右はそれに反対する立場である。「エスノ血統主義」な立場をとる極右政党やAfDの一部は重国籍に反対であるが、同時に出生地主義や移民の統合政策にも反対している。よって、現在の重国籍論争で対立する勢力が共有している前提を、「エスノ血統主義」は共有していないのである。生物学的に「血統」を共有する人間だけに「ドイツ人」を限定する「エスノ血統主義」的な自己理解は、「レイシスト」として批判され、共通の議論の場から排除されることが一般的である。

重国籍容認への抵抗は、国籍を「リベラル化」し、開放していこうとする「リベラル」な国民理解に対し、「コミュニタリアン」と「エスノ伝統主義」的な国民理解からの反動として起きている。だが、「コミュニタリアン」ないし「エスノ伝統主義」的な国民理解に依拠した保守派も、移民を受け入れ、彼らをドイツに「統合」することそれ自体には反対しているわけではない。彼らは、ドイツ社会が急激に変化することに抵抗を示し、ドイツ連邦共和国の「共通善」や、ドイツ固有の生活習慣や文化を保持しながらドイツ社会を徐々に開放されていくことを求めているのである。こうした国民理解に共感を示す住民が少なくとも全体の半数近く存在しているのであれば、彼らの抵抗を受けつつ、ドイツ国民の境界は今後、緩やかに拡張していくことになるだろう。

4-3. 重国籍問題の今後 —— 「世代限定」モデルについて——

これまで論じてきたように、ドイツ社会においては重国籍を全面的に容認することに対する抵抗は依然として強い。しかし重国籍者の数は増えつつある。この「原則」と「現実」との矛盾をどう折り合わせて（“compromise”して）いくのか。それが、今後のドイツの重国籍問題にとって根本的な問題になる。

最後に、現在その方法として提起されている「世代限定」モデルについてみておくことにしよう。「世代限定」モデルとは、帰化した第一世代、その子供である第二世代、外国人の子供で出生地主義によってドイツ国籍を付与された第二世代に対しては重国籍は容認するが、第三世代の者には単一のドイツ国籍を求めるというものである。このモデルは、CDU党大会で国籍選択義務復活の決議が出された直後の2017年1月、デメジエール内相から「様々な立場のよい架け橋」として提起された⁹⁹。それは、重国籍に世代を区切り、何代にも渡って重国籍を継承させないという点で、「重国籍は回避すべき」という原則とも矛盾しない。第一、第二世代の重国籍は「移行期」の例外と理解される。これにより、実際には繋がりを失っている曾祖父母の祖国の国籍を子供が継承することを避けることができる。

「世代限定」モデルのアイデアは、「移民統合基金専門評議会（SVR）」という移民問題を専門とする研究機関が2013年以来提唱してきたものである。SVRはこのモデルが「重国籍を可能にし、同時に出身国の国籍を無制限に継承することを避けること目指す」とし、それを「近代的移民社会にふさわしい国籍法を発展させるのに役立つもの」と位置付けている¹⁰⁰。

2017年にデメジエールが「世代限定」モデルを提案した際、国籍選択義務復活を求めるシュパーンは「良い考え」と述べ、国籍選択義務復活に反対するラシェットも「実地的な解決法」と評し、両者ともこのモデルを受け入れる姿勢を示した¹⁰¹。そして、7月にはCDUとCSUの共同の選挙綱領のなかでこのモデルが取り入れられることになる（2-4.参照）。CDUとCSUだけではない。SPDの党首シュルツは、これまでの党の重国籍容認への態度を軟化させ、党として「世代限定」モデルを「検証」したいと述べた¹⁰²。自身トルコ出身である緑の党の党首エツデミアも「曾孫が祖先の出身国と何ら繋がりを持たないのであれば、重国籍を未来永劫継承すべきではない」と述べ、このモデルに理解を示している¹⁰³。このように「世代限定」モデルは、党派を超えた合意を得る可能性を示

⁹⁹ “Doppelpass-Streit: De Maizière schlägt Generationenschnitt vor,” *Handelsblatt*, 2017/1/17 (<https://www.handelsblatt.com/politik/deutschland/doppelpass-streit-de-maiziere-schlaegt-generationenschnitt-vor/19266758.html?ticket=ST-39600530-5qvnZ4wocotgWoXgsImW-ap6>, 2020年1月3日閲覧)

¹⁰⁰ SVR – Sachverständigenrat deutscher Stiftungen für Integration und Migration, *Der Doppelpass mit Generationenschnitt*. SVR, 2017. (SVRのサイトから閲覧可能)

¹⁰¹ “Einigung beim Doppelpass deutet sich an,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2017/6/12:1.

¹⁰² “SPD schwenkt bei Doppelstaatigkeit um,” *Der Tagesspiegel*, 2017/6/1 (<https://www.tagesspiegel.de/politik/kanzlerkandidat-martin-schulz-spd-schwenkt-bei-doppelstaatigkeit-um/19883342.html>, 2020年1月3日閲覧),

しているのである。

しかしながら、このモデルを実現するのは難しい。なぜならば、重国籍を第二世代までに限定するとは、外国の国籍法の血統による自動的な国籍付与を二代目までで停止するということを意味しているからである。これは他国の国籍法の規定に依存するものであり、ドイツ国の法律だけで決められるものではない。ドイツは1999年の国籍法改定で、国外に出た移民に対し、自動的な血統主義による国籍の付与を第二世代までに限定した。「世代限定」モデルはそのようなドイツの国籍法を参照して考案されているが、他国の国籍法が国外に移住した国民の血統主義による国籍の付与を限定しているとは限らない（例えば、日本にはそのような限定はない）。ドイツが「世代限定」モデルを実行するには国際的な協力が必要になるのである。

だが、移住の増加によって重国籍者が増加するという現実と、重国籍は回避されるべきであるという原則を架橋する方法として、「世代限定」モデルは一つの有効なアイデアであることは間違いない。ここで考慮すべきなのは、重国籍の役割とは何なのかということである。重国籍はそれ自体促進すべき「目的」なのか、あるいは何か別の目的の「手段」なのか。原住国民の多数派の合意が得られるかたちで移民を受け入れ、両者の共生をスムーズに実現していくのが移民社会の課題であるとするならば、重国籍にはその課題に適したかたちで何らかのルールを設けていくことが望ましい。国籍という制度が続く限り、祖先の出身国と何ら繋がりのない人間の重国籍を何世代も永続させることは国民のメンバーシップを不必要に複雑させてしまうことになる。それは国籍を前提として組織化される国際社会にとっても決して望ましいことではないであろう。

【謝辞】 この論文は日本学術振興会科学研究費（課題番号：18K02045, 17H02593, 17KT0030）の助成を受けて行われた研究成果の一部である。

¹⁰³ “Cem Özdemir stellt Doppelpass in Frage,” Zeit online, 2017/4/23 (<https://www.zeit.de/politik/deutschland/2017-04/gruene-cem-oezdemir-doppelte-staatsangehoerigkeit>, 2020年1月3日閲覧)